

令和 2 年 第 1 回

福生病院組合議会定例会会議録

令和2年2月17日（月）

令和2年第1回福生病院組合議会定例会

- 1 招集年月日 令和2年2月17日(月)
- 2 招集場所 公立福生病院2階大会議場
- 3 会議時間 午後0時58分から午後4時50分まで
- 4 出席議員
- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 榎本 義輝 | 2番 | 山崎 栄 |
| 3番 | 村山 正利 | 4番 | 西川美佐保 |
| 5番 | 濱中 俊男 | 6番 | 浜中 順 |
| 7番 | 佐藤 弘治 | 8番 | 五十嵐みさ |
| 9番 | 小澤 芳輝 | | |
- 5 欠席議員 なし
- 6 説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|------------|-------|
| 管理者(福生市長) | 加藤 育男 |
| 副管理者(羽村市長) | 並木 心 |
| 副管理者(瑞穂町長) | 杉浦 裕之 |
- 7 職務のため出席した事務局職員の氏名
- | | |
|-------------|-------|
| 院 長 | 松山 健 |
| 副 院 長 | 小山 英樹 |
| 副 院 長 | 吉田 英彰 |
| 事 務 長 | 町田 高司 |
| 看 護 部 長 | 一柳 景子 |
| 医 療 技 術 部 長 | 市川 重司 |
| 薬 剤 部 長 | 村上喜美夫 |
| 庶 務 課 長 | 小林 章文 |
| 経 理 課 長 | 大澤 達哉 |
| 医 事 課 長 | 岸野 満 |
| 診療情報管理課長 | 軽部 徹 |
| 経営企画担当主幹 | 市川 仁史 |

地域医療連携室長	井口 武
入退院管理室長	松浦 典子
庶務係長	為ヶ谷安紀子
経理係長	馬場 孝久
医事課課長補佐	青木しのぶ
診療情報管理課課長補佐	大林 宏一

8 職務のため出席した組織市町職員の氏名

福生市福祉保健部参事	瀬谷 次子
福生市健康課長	高山 香代
羽村市福祉健康部長	粕谷 昇司
羽村市健康課長	大高 淳子
瑞穂町福祉部長	横沢 真
瑞穂町健康課長	福島 由子

令和2年第1回福生病院組合議会定例会議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名について
- 日 程 第 2 会期の決定について
(管理者あいさつ)
- 日 程 第 3 一般質問
- 日 程 第 4 議案第1号 福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例
- 日 程 第 5 議案第2号 福生病院組合を福生病院企業団にすることに伴う関係条
例を整理する条例
- 日 程 第 6 議案第3号 福生病院企業団企業長の給与等に関する条例
- 日 程 第 7 議案第4号 福生病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 日 程 第 8 議案第5号 福生病院組合職員定数条例の一部を改正する条例
- 日 程 第 9 議案第6号 福生病院組合職員の分限に関する条例の一部を改正する
条例
- 日 程 第 10 議案第7号 福生病院組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改
正する条例
- 日 程 第 11 議案第8号 福生病院組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条
例の一部を改正する条例
- 日 程 第 12 議案第9号 福生病院組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例
- 日 程 第 13 議案第10号 令和2年度福生病院企業団病院事業会計予算
- 日 程 第 14 議案第11号 令和2年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金に
ついて
- 日 程 第 15 議案第12号 東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日 程 第 16 議案第13号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更
について
- 日 程 第 17 議案第14号 東京都市町村公平委員会の共同設置団体からの脱退につ
いて
- 日 程 第 18 議員提出議案第1号 福生病院組合議会会議規則の一部を改正する規
則
- 日 程 第 19 諸報告

午後0時58分 開会

○議長（濱中俊男君） それでは、定刻前でございますけれども、ただいまより始めさせていただきます。

本日は、令和2年第1回福生病院組合議会定例会の開催を通知いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

これより令和2年第1回福生病院組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、ご発言の際には、挙手の上、議席番号もしくは職名を告げ、許可を受けてからお願いいたします。また、ご起立の上、マイクのスイッチを入れていただきご発言をいただきたいと思っております。

○議長（濱中俊男君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、福生病院組合議会会議規則第95条の規定により、議長において、6番浜中順議員並びに7番佐藤弘治議員を指名いたします。

○議長（濱中俊男君） 次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○議長（濱中俊男君） この際、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） 本日は、お忙しい中、お集りいただき、誠にありがとうございます。また、病院運営に対しましても、日ごろからご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、厚生労働省の令和2年度予算案が閣議決定されました。高齢化の進行による医療や介護などの社会保障費の拡大が止まらず、一般会計については、6,593億円増の32兆6,324億円と、過去最大の予算規模となっております。また、社会保障関係費については、5,353億円増の30兆5,269億円でございます。

人生100年時代に対応した全世代型社会保障の構築に取り組むとともに、成長と分配の好循環を図るもので、医師の働き方改革の推進などが大きな柱となっております。

また、本年は、診療報酬の改定がございます。医師の人件費などの本体につきましては0.55%上がり、薬価等につきましては1.01%下がり、全体では、マイナス0.46%の改定となりました。ポイントは、医師の働き方改革への対応で、プラス0.08%が充てられ

ております。

そして、公立病院の経営でございますが、厚生労働省は、昨年9月に地域医療構想に関する調査結果を発表し、縮小、統廃合などが必要な病院名を挙げて、その再編を視野に入れた議論を求めたところでございます。

東京都では、都議会定例会の所信表明演説において、小池知事が14の都立・公社病院の独立法人化に向けた準備を開始することを表明いたしました。これを受け、公立病院のあり方について議論が巻き起こっております。

福生病院では、地方公営企業法の全部適用を目指してまいりましたが、令和2年1月16日付けで、東京都より福生病院組合規約の変更の許可通知がございました。このことにより、令和2年4月から、当組合は、地方公営企業法の全部が適用される企業団へと移行することとなります。

規約の変更につきましては、構成市町の皆様には、大変お世話になりました。心より感謝を申し上げます。

企業団へと移行すると同時に、責任者が「組合管理者」から「企業長」に替わります。

企業長につきましては、並木羽村市長、杉浦瑞穂町長と私で構成する「組織市町長会議」を先月31日に開き、現院長である松山健氏を任命することが全会一致で決まりました。

松山院長は、東京都国民健康保険連合会の時代から30年以上にわたり福生病院に勤務され、当院の状況を熟知しております。病院体制の一層の充実や医療の質の向上を図る上で、企業長として十分な資質・能力を有しておられます。松山院長には、これまで以上に、ご尽力をいただくようお願い申し上げます。

さて、全ての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年まで、あと5年となりました。高齢化が進む中で、地域医療を支える公立病院の果たす役割はますます大きくなります。働き方改革を進めながら、どのような形で効率的に医療サービスを提供していくことができるのか、大きな課題と捉えております。

経営形態は変わりますが、課題の解決に向けて、引き続き邁進してまいります。皆様のご支援をお願い申し上げます。

それでは、本日、ご審議いただきます案件は、「福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」と、地方公営企業法の全部が適用される企業団へと移行することに伴う条例等の改正など14件となっております。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（濱中俊男君） ありがとうございます。以上で、管理者の発言は終わりました。

○議長（濱中俊男君） 次に、日程第3、一般質問を行います。

通告をいただいておりますので、順次発言を許します。はじめに、1番榎本義輝議員。

○1番（榎本義輝君） 議長の許可をいただきましたので、1問目は、PET検査の実施を、2問目は、福生病院の将来展望はと題し、通告順に従い2問の一般質問をいたしま

す。

本日は、また多くの議案が控えていると念を押されておりますので、できる限り明瞭で短い時間で質問していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まずは、1問目ですが、現在、がんを見つけるために主流となっているCT検査やMRI検査は、映し出された臓器の形態や病変の造形からがんを見つけ出すという手法であり、実際に腫瘍ができたり、体に変化があらわれてから見つかるケースが多く、がん細胞の成長がある程度進行してからでないで、発見しにくいとも言えます。

また、PET検査は、がん細胞がブドウ糖を取り込みやすいという性質を利用し、がんを見つけ出す検査法の一つではありますが、PET検査にも利点と欠点があることは否定できません。

利点としては、がんの転移や再発を早期に発見することができるということです。

また、欠点としては、食道や胃、大腸、肝臓などの早期がんの発見が難しい。また、放射性物質であるFDGが集まりやすい脳、肝臓、腎臓、膀胱などのがんを見つけにくいということです。

そのようなことから、最近では、PET検査の弱点を補うために、PET検査と同時にCT検査を行うPET・CT検査が主流となっていることはご承知のとおりです。しかし、欧米諸国では「まずはPET検査から」と言われるほど重要視されている検査法の一つでもあり、全身を一度に調べることができるとともに、核医学検査では、使用する薬剤により、さまざまな目的で利用されているのも事実です。

高性能の放射線治療機リニアック装置を所有する福生病院でもPET装置の導入を図り、PET・CT検査を実施し、がんの早期発見、早期治療の精度を上げるべきではないかと、所見をお伺いいたします。

なお、付け加えて申し上げますが、早期発見だけが全てではなく、がんの性質を見極め、進行性の高いものなのか、また、転移能力が少ないがん細胞なのかを検証し、適切な治療を行うことが重要なことは言うまでもありません。

続きまして、2問目の質問をいたします。

和歌山県立医科大学では、集中治療室に運び込まれ、生死をさまようほどの重症患者さんであっても、リハビリを早期に実施する、そんな驚きの方法で社会復帰への成果を上げております。その内容は、パラリンピックのアスリートも驚くほどのハードなリハビリのようですが、しかし、当事者たちには悲壮感がないどころか、笑顔があふれているという実情があります。

また、山梨市の公立牧丘病院では、30床で医師4人の小さな病院ではありますが、地域医療の持続のために、統合を選ばず、在宅医療に力を入れて経営の健全化を図ろうと努力しております。

以前は、整形外科と言えれば福生病院と言われるほど特色のあった病院であり、患者さんからの信頼も厚かったように思われます。

平成30年度の改革プランの評価書を見ても、常勤の医師、看護師不足、入院サポート担当者の欠員など、不安要素が数多く記載されており、経営収支比率の説明を見ても、

先行きの不安を払拭することができません。

今後、企業団となる福生病院の進むべき方向はどこにあるのか、お尋ねいたします。

○議長（濱中俊男君） 加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） 榎本議員の冒頭のお言葉、確かに松山院長をはじめ、たくさんの医師や看護師の方、医療従事者がいらっしゃるので、ご配慮ありがとうございます。

それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

1項目め、「PET（ペット）検査の実施を」についてでございます。

PET検査は、がんの存在を検査する方法の一つでございます。「ポジトロン・エミッション・トモグラフィ」の略で、日本語では「陽電子放射断層撮影」という検査でございます。

この検査は、特殊な検査薬ががん集まる習性を利用して、検査薬を点滴で体内に投与した後、一定の時間を置き、がん細胞に目印をつけ、専用の装置で撮影することで、がん細胞が集まっている部位を特定するというものでございます。

特徴といたしましては、かなり小さながんでも反応するために、早期がんを発見することが可能で、早期治療へと結びつきますので、国内でも多くの施設で導入されている検査でございます。

当院では、平成15年2月策定の新病院建設基本構想で、PET検査機器の導入について検討はしておりましたが、限られたスペースの中でございましたので、患者への治療を優先として、放射線治療装置のリニアックを導入することといたしました。

現在、PET検査が必要な患者につきましては、PET検査が実施できる近隣施設に紹介し、検査を受けていただいております。

また、PET検査の装置のみを購入し設置するだけでは、検査は実施できず、検査室の広さ、検査薬の保管室、検査後の患者休養室、壁の厚さ、トイレ、シャワー設備、それに関わる排水設備など、相当の建物の改良が必要となること、さらには、検査装置自体が3トン程度の重さがあり、建物の補強が必要となることなど、相当の設備投資が必要となりますので、これらを踏まえ、現状ではPET検査の実施は考えておりません。

次に2項目め、「福生病院の将来展望は」についてでございます。

議員ご指摘のとおり、公立福生病院改革プランの目標数値の自己評価にC評価があること、医師不足、経常収支比率などには課題がございますので、現時点では、職員一丸となってこれらの改善に向けて取り組んでいるところでございます。

さて、当院を取り巻く環境といたしましては、令和2年4月1日から地方公営企業法の全部適用へ移行し、管理者から企業長へ権限が移譲されます。また、来年度の病院機能評価の受審に向けて取り組んでおります。

さらに、現在の公立福生病院改革プランの策定対象期間が来年度末までとなっておりますので、国からは来年度中に新たな公立病院改革プランの策定を要請することが示されているなど、病院経営の方向性を見極める大きな変革期と認識しているところでございます。

こうした状況でございますが、当院は、国の社会保障制度改革の動向や診療報酬改定の状況、減少へと進みつつある西多摩保健医療圏の人口動態、少子高齢化に伴う疾病構造

や患者ニーズの変化などの状況を踏まえつつ、あらゆる方向性について調査・検討を行い、病院理念である「患者さんに信頼され親しまれる病院」を目指し、進んでいくことには変わりありません。

今後も、引き続き地域の皆様からのご支援、ご協力を切にお願いを申し上げます。

以上で、榎本議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（濱中俊男君） 1 番榎本議員。

○1 番（榎本義輝君） ご答弁、ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

また、1 問ずつ再質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まずは、外部委託でPET検査を出しているというのですが、実際、人数がどのぐらいの方がそういう形で外部で検査していただいて、また戻ってきているのかということを確認いたします。

それと、もう1点なのですが、治療に専念するというところで言っておりましたけれども、そういう形でPET検査は外部でという形で対応すると。では、治療に専念する中で、ガンマナイフが絶対必要じゃないかなと私は思うんですけども、ガンマナイフについてどういうふうに思っているのかも確認いたします。

○議長（濱中俊男君） 経営企画担当主幹どうぞ。

○経営企画担当主幹（市川仁史君） それでは、榎本議員の1点目のご質問に対してお答えさせていただきます。

平成30年度の実績ではございますが、地域医療連携室を介して委託検査した実績につきましては、年間95件でございます。

内訳といたしましては、青梅市立総合病院で44件、徳洲会病院へ42件、武蔵村山病院へ9件の計95件でございます。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 小山副院長。

○副院長（小山英樹君） それでは、今、ご質問のありましたガンマナイフに関してお答えしたいと思います。

ガンマナイフというのは、定位的放射線治療の一つだと思います。これには、ガンマナイフと、あとサイバーナイフ、それから、IMRTというような方法等があると私は認識しております。

例えば、頭の腫瘍だと、ガンマナイフのほかにサイバーナイフ、それと、このIMRTというこの三つの方法で放射線治療をすると思うんですけども、この三つが基本的には現在、それぞれ同等というか、それぞれ長所、短所があるので、それぞれ使い分けられているという状況だと思います。

その中では一番歴史が古いんですけども、ガンマナイフだと頭部だけに限ると思います。サイバーナイフだと、一応、肺でもいけるかもしれませんし、前立腺とかほかの体幹のがんに対しても照射できると思います。IMRTでもそうですね。

ということで、ガンマナイフだけをこれからうちの病院に導入するというのは、その三つの中でどれをするかというのは、やっぱり相当考えなければいけないと私は認識し

ております。

また、近隣の病院にその三つの治療法を行えるところはあります。やっぱり入れたからには、それなりの収支を求めなければいけないので、そういう点では、相当やっぱり考えて導入しなければいけないだろうと私は考えています。

以上です。

○議長（濱中俊男君） 榎本議員。

○1番（榎本義輝君） わかりました。ぜひ、実際にガンマナイフを持っているのは、東京都でも4病院ぐらいしかないんですよね。だから、本当にガンマナイフで脳腫瘍の方がやれないという部分があります。たまたまこの辺は八王子にあるんですけども、そういう形でできるということなんですけど、この地域としてそういうものが必要になってくるのではないかなど。

そういうことで、将来、どの機械、サイバーナイフがいいのか、ガンマナイフがいいのかといろいろありますけれども、検討していただいて、必要なものは必要だということで、はっきり皆さん言っていただいて、認めてもらうような形で、どんどん福生病院の特殊性というんですか、そういうものを出していただいて、それでどこからでも「福生病院へ行けば、がんは完全に治っちゃうよ」というぐらいのそんな病院になる。

どうも見ていて、回りで見ている目は、ほかの病院の人たちに確認しますと、「福生病院は、やはりがん治療にかけて力を入れている」というふうに見ているみたいです。やっぱりがん治療にかけて力を入れていると見ている限りは、逆にそれを伸ばしていったほうがいいのではないかなどという感じがしましたので、さっきサイバーナイフの話をしたんですけども、やっぱりがん治療を目的として何を伸ばすのかということはずごく重要なことだと思います。

だから、やはり病院の特色を持って、これから企業団となっていきますので、何か特色を一つつかんでいただいて、院長はものすごくいろいろなことを知っておられますから、多分、よくわかっておられると思うんですけども、そんな形でやっていただきたいと思います。

1問目の質問はこれで終わります。

○議長（濱中俊男君） 答弁はよろしいですか。

○1番（榎本義輝君） はい。

では、2問目を引き続き再質問いたします。

一応、進むべき道がわからないということなんですけれども、先ほどもちょっと触れてしまいましたけれども、この福生病院がどういう方向で本当に向いていくのか。地域に、それはもう当たり前の話だと思うんです。地域に頼られる病院だとか、みんなから愛される病院というのは当たり前の話なんですけど、先ほど言ったように、特徴を持って、あの病院に行けばここはって言って患者さんを増やせる。

一番大事な、私は病院経営をしたことはありませんからわかりませんが、多分大事だと思うのは、新規患者さんのどういう患者さんをとるかが一番問題だと思うんです。どういう患者さんをとるかによって、入院だとかいろいろなものが確定をしてくる。だ

から、新規患者さんを受け入れる段階で、もうすぐにどういう特色のある病院かということをおもんに周知するということが大事なような気がするんですが、だから、すみません、何を言いたいかといいますと、皆さんがこれから企業団として福生病院をどういうふうに向けていきたいのかということをおも、もう一度確認いたします。

○議長（濱中俊男君） 松山院長。

○院長（松山 健君） お答えいたします。

私が院長になった5年前から当院のビジョンとして、「誠実でハイレベルな二次医療機関になろう」というものを掲げています。逆に言えば、誠実さもまだまだ十分ではないということと、それから、レベルも、まだハイレベルではないというのを自ら認めているということでございます。

ただ、「誠実でハイレベルな二次医療機関はどこにあるんだい、一体」ということになりますと、私は、ここを目標にやっぺいこうというような取り組みをしている病院は、現実として、今のところ見つかっておりません。

ベンチマークもなかなか設定しづらいので、これはもう本当に評価されるのは、もう地域、患者の皆さんですけれども、当院としては、先ほど管理者がおっしゃったように、いろいろな面で各職種で地道な努力していくしか手がないんじゃないかというふうにおもっております。

ただ、三次の実力がある部分の芽を摘もうとは全くおもっておりませんので、うちはもう二次しかやらないというふうにおもっておるわけではございません。

ただ、今後の人口動態を考へますと、私のいる小児科とか産婦人科をどんどん伸ばせというようなことは、ちょっといかがなものかというようなことは、正直言うと、残念ですが、おもっております。

じゃあ、どこが伸びるのだろうかということ、人口動態を考へると、恐らく循環器内科と、それから、眼科はまだ伸びると思っぺ手は打っておりますが、まだ、十分な成績は得られてございません。

これからの経営課題としては、働き方改革と女性活躍をどう進めるかということで、若い女性が多い職場ですから、もうこれは、出産や育児などのお休みに備えて職員をたくさん抱えるしか手がない、ドクターでもナースでも。たくさん抱えると、その分だけ出費が多くなる。そういう非常に大きなジレンマの中で戦っているということはおも理解願いたいと思っぺます。

以上です。

○議長（濱中俊男君） 榎本議員。

○1番（榎本義輝君） 大変苦しい状況の中で試行錯誤していただいていることはよく理解しました。

じゃあ、もう一度確認しますが、病床稼働率ということの話になるんですけれども、今現在、福生病院の病床稼働率は幾つなのかということをおも、まず確認することと、あともう一つは、病床稼働率が何%なら健全経営といたらおかしいですけれども、この福生病院が目指すところはどこなのかということをおも、ちょっと確認させてください。

○議長（濱中俊男君） 松山院長。

○院長（松山 健君） ざくっとした数字で申し上げますと、直近の4年間で稼働率は75%、75%、72.5%。今年は、恐らく71%ぐらい、そのぐらいだと思います。70%を3年連続して切ると、総務省から統合とか云々というようなお話が積極的にくるとというのは、まだ生きているお話だというふうに理解しております。以上です。

○議長（濱中俊男君） 榎本議員。

○1番（榎本義輝君） 今聞いた中で、やはり70台ですよね、70も下のほうになってしまっていると。牧丘病院は60台らしいんですよ。それで統合という形だったんですけども、やはりそれだと統合しちゃいますと、その地域になくなっちゃう可能性があるということで、どうしてもつなげていきたいという医師の思いでそういう形になっているそうです。

確かに、皆さん苦勞しているのはよくわかります。そうした中で、やはり今、お答えがこういう形になっているというのを確認したんですが、どこを目指すのかということの回答。いい病院ですと、85とか結構あるんですよ。ただ、これ増やせばいいという問題ではなくて、緊急患者の受け入れができなくなったり、いろんなことがありますから、100%にしたら大変なことになっちゃいますので、それはできませんけれども、その目指している道、何%のところを目指しているのかだけ確認して終わりたいと思いますので。

○議長（濱中俊男君） 松山院長。

○院長（松山 健君） 私は、個人的には75%から80%というのが一番、稼働率としても、それからあと、院内のいろんな動きがスムーズにできる場所ではないかなというふうに思っております。

季節によっては、うちは85%とかいう稼働率の時もあるんですけども、そうなる、結構いろんなところに軋轢がございます。情けないと言えば情けないのですが、恐らく、75%から80%というのがうちの一番の良さを表現できて、患者さんに対しても丁寧に対応できるというところで適切な数字ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○1番（榎本義輝君） わかりました。以上、終わります。

○議長（濱中俊男君） 次に、9番小澤芳輝議員。

○9番（小澤芳輝君） ご質問をさせていただきます、どうもありがとうございます。なるべく短めにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2項目につきまして、通告に従いまして質問させていただきます。

1項目めですけれども、常勤職員の状況についてでございます。

これは、令和元年11月15日に行われた全員協議会における常勤職員の状況の説明について、常勤の看護職員の状況において、平成31年4月1日現在279名の看護師が、令和元年10月1日269名と、10名の減となっておりますが、この原因は何なのか、また、その対策は取られているのかを、ちょっと聞き漏らしたので、ここで改めてお伺いいたします。

2 項目め、新型コロナウイルスについてでございます。

指定感染症に指定された新型コロナウイルスに対する病院の対応をお伺いしたいと思います。

福生市でも、福生市の新型インフルエンザ等対策会議が開催される事態になっています。当院におきましてはどのような対策を行っているのかをお伺いたします。よろしくをお願いします。

○議長（濱中俊男君） 加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） それでは、小澤芳輝議員のご質問にお答えいたします。

1 項目め、「常勤職員の状況について」でございます。

昨年4月1日現在の常勤看護師279人から、10月1日現在では269人と、議員もおっしゃるとおり10人減少しております。

退職の理由につきましては、個々の事情がある中で退職を決断しているわけでございますので、あえて退職の詳細な理由につきまして聞き取ることはしておりませんが、退職手続きを行う中で把握できた情報としては、他職種への転職や遠方への転居といった事情がございました。

看護師につきましては、毎年、定年退職者を含め、二十数名が退職しております。4月から年度末に近くなるにしたがって退職者が増え、看護師が減少する傾向にあります。そのため減少した看護師の補充につきましては、退職希望者の早期把握に努め、採用計画を立て、新年度の採用人数を決定しておりますが、退職希望者が予定より増えた場合には、再度、新年度の採用看護師の募集を行い、必要人員を確保しております。

なお、年間の退職者数や産休・育児休業者数を勘案しながら採用を行っているため、適正な配置基準を確保できていることから、年度途中での補充につきましては基本的に行っておりません。

ただし、非常勤の看護師につきましては、午前中のみ、日勤のみ、あるいは夜勤のみを希望する方もおり、これら非常勤の看護師を活用することで、常勤看護師の負担軽減を図り、看護業務の効率化につなげることができることから、非常勤看護師の募集を継続的に行っております。

次に、2 項目め、「新型コロナウイルスについて」でございます。

昨年12月に、中華人民共和国湖北省武漢市において、新型コロナウイルス感染症の発生が確認されて以降、世界各地で感染者の報告が続き、予断を許さない状況が続いております。

このような中、日本政府は令和2年1月28日、新型コロナウイルスを「指定感染症」とする閣議決定を可決させ、同時に「検疫感染症」に指定するための政令も決定しております。こうした動きを受け、当院におきましても、新型コロナウイルス対策を進めております。

まず、令和2年1月28日、院内感染対策委員会及び医療安全管理室において「新型コロナウイルスに関する対応について」を作成し、当該疾患を疑う患者さんが当院を受診される際の具体的な対応方法を、全職員に対し周知いたしました。

同時に、「新型コロナウイルス感染疑い患者受診時の対応手順」を作成し、対応手順の統一化を図っております。これらの対策は今後の感染拡大の状況に応じて、順次、更新していく予定でございます。

また、患者さんに対しましては、同日、院内ポスター及びホームページにおいて、渡航歴の申告やマスク着用などをお願いする文書を掲示し、注意喚起をしております。

なお、院内ポスターについては、中国語での案内も行っております。

さらに、電話での問い合わせが増加することが予想されますので、1月31日に「新型コロナウイルス関連肺炎電話問い合わせ対応手順」を作成し、問い合わせに対し、東京都のコールセンターや圏域保健所への連絡方法を職員へ周知いたしました。

今後、国、東京都等から最新かつ正確な情報の収集に努め、来院される患者さんに安心して医療を受けていただくよう、新型コロナウイルス対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、小澤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（濱中俊男君） 小澤議員。

○9番（小澤芳輝君） ご答弁ありがとうございます。

新型コロナウイルスに対する対応、順次改良していくとのことですので、改良した対応マニュアル、ぜひ職員の方に周知徹底のほうをよろしく願いいたします。上だけわかかっていても、末端まで浸透していないということも、私もちょっと経験をしたことがあります。ぜひこれからもよろしく願いいたします。

では、再質問に移りたいと思います。

1項目めに関しては、パワハラ・セクハラ等の職場環境を理由とした退職ではないということが薄々わかりました。それだけちょっと心配していたので質問させていただきました。これからも引き続き、職場環境の向上を目指していただきたいとお願いいたします。

2項目めに関してですけれども、2点ほど再質問をさせていただきたいと思います。

その1項目めです。新型コロナウイルス関連肺炎電話問い合わせ対応手順ということが発生したそうですが、電話問い合わせは何件ぐらいあったのでしょうか。また、直接来院した事例はなかったのでしょうか、お伺いいたします。

2点目、都内でも感染が取り上げられてきております。当院に直接受診され、また、感染が疑われたとき、当院でも新型コロナウイルスのPCR検査は当院ではできるのでしょうか。また、できなければまたほかの施設に委託するということは、患者さんというか、来た人はそのままいるということになるので、その辺の患者さんの対処はどのようにしているのでしょうか。また、検体、うちでできるのであれば、それはどのぐらいの時間で、24時間できるのかどうか、その辺をちょっとお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（濱中俊男君） 医事課長。

○医事課長（岸野 満君） それでは、再質問の1点目、電話での問い合わせ件数でございますが、こちら、しっかりと件数というのは押さえていないんですけれども、数件電

話での問い合わせがございました。

また、直接来院したのかということにつきましては、ございませんでした。

次に、2点目の、まず検査実施なんですけれども、当院が直接、疑い患者を検査するということはございません。

これは、全て統一されておりまして、まず、保健所、コールセンターに電話をした後、そこでトリアージが行われます。そのトリアージが行われた際、そこから各医療機関に検査の依頼が来て実施をされるということでございますので、仮に当院に疑いの患者が来院された場合についても、その際は、検査をせずに、しかるべき連絡先に、先ほど申しましたコールセンター、保健所のほうに電話をしてから、そこでトリアージの後、検査機関のほうで行われるということでございますので、この原則にのっとり進めてまいります。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 小澤議員。

○9番（小澤芳輝君） ご答弁ありがとうございます。

風評被害というか、こんなのやっているよとか、あそこはやってくれないよとか、私らのところに入って来るんですけれども、そんなことはない。とりあえずコールセンター、わからなければ保健所とかそういうところに電話しなさいよと言うんですけれども、逐一、患者さんというか、回りの人がわかっていない部分で、その辺だけちょっと心配して質問させていただきました。

また、厚生労働省も「受診の目安」、今日か明日あたりには多分出ると思いますので、その辺が発表されることによって、そういう一般の人にも周知徹底されると思いますので、ぜひそれにのっとり当院も安心できる、そういう病院になっていただきたいことを要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（濱中俊男君） 松山院長。

○院長（松山 健君） 小澤議員のご質問で一つだけ追加をさせていただきますが、「帰国者接触者外来」というのが設けられて、都内で80カ所あります。ただ、それはオープンにしないというお約束になっておりますので、当院がそれに該当するか、該当しないかもオープンにできない状況でございますので、ご高配願えとありがたいと思います。

○議長（濱中俊男君） 小澤議員。

○9番（小澤芳輝君） わかりました。わざわざご丁寧な答弁、ありがとうございます。

○議長（濱中俊男君） それでは、続きまして、8番五十嵐みさ議員どうぞ。

○8番（五十嵐みさ君） ご指名をいただきましたので、先の通告に従いまして一般質問を行います。

項目は大きく、「急性期病院である福生病院における終末期医療について」「災害時等の緊急体制における、地域医療や各自治体との連携について」の2項目になります。

最初に、急性期病院である福生病院における終末期医療について伺います。

自分らしく最後まで慣れ親しんだ地域で暮らすことを目指して、在宅医療制度の整備というものも進められておりますけれども、家族構成ですとか、あるいは家庭環境など

により、必ずしも在宅での看取りが実施されるとは限りません。

また、医療機関での最後を迎えるのが当たり前という従前からの意識というのもまだ残っておりまして、急性期病院である当院においても、終末期の患者さんの救急搬送があるのではないかとというふうに推測しております。

そこで、二次救急病院である福生病院において、終末期医療をどのように捉え対応されているのか、以下4点にわたって伺います。

1点目としましては、本来、救急病院というのは、加療しまして、加療の中での急性期に対する対応だというふうに考えておりますが、在宅医療であっても、その患者の容態が急変すると、やはり救急車で救急病院へ搬送するということが多いというふうに聞いております。そこで、当院における終末期の定義ですとか、終末期医療の考え方についての所見を伺います。

2点目といたしまして、一般的な話でございますけれども、治療方針あるいは治療しても回復しないことなど、これは患者ご本人ですとか家族に対しての説明は丁寧にされるとは思うんですけれども、それでも本人の容態悪化などを受けて、本人の望む医療ですとか、お医者様が示される方針とかと家族との意見が食い違うということが結構あって、これが課題になっているというふうに言われております。当院ではどのように対応されているのか伺わせていただきます。

3点目といたしましては、終末期においては、本人の意思決定が困難でございますので、また、家族ですとか代理人の方が意思決定をされるということもございまして、責任の重さから、決定した意思に対して揺れ動くことがございます。

そこで、元気なうちに終末期の医療をどのように受けたいかなど、アドバンスケアプラン、最近よく言われております人生会議というものですけれども、このアドバンスケアプランを作成する、話し合っておくことが重要だと考えますが、所見を伺います。

4点目といたしまして、地域の住民に対しましてアドバンスケアプラン、ちょっと長いのでACPというふうに言わせていただきますけれども、ACPや緩和ケア、ターミナルケアの正しい知識普及や意識啓発のためのメディカルカフェなども有用であるというふうに考えておりますが、所見を伺います。

次に、災害時等の緊急体制における地域医療や各自治体との連携について伺います。

当院は災害拠点病院の指定を受け、災害医療コーディネーターを中心に、西多摩二次医療圏内の関係機関との連携を密にされているところでございますが、具体的な体制や課題に対する協議・検討事項の内容などについて、以下4点について伺わせていただきます。

1点目といたしまして、平成30年度の定例会の中で、福生ブロックでの会議ですとか、福生のみ地区会議などを行っているという答弁が出ておりますので、その検討事項等、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

2点目といたしまして、次は、薬事に関する福生ブロック会議での検討事項の内容ですが、それを受けての各自治体参加の協議の進捗について伺わせていただきたいと思っております。

3点目といたしましては、災害の様相によって医療体制も異なると考えられますけれども、災害の予想が可能である、あらかじめ推測できる風水害時の対応等について伺わせていただきます。

4点目といたしましては、今、別の議員が聞かれましたけれども、今般の新型インフルエンザ等ですとか、あるいはその他の感染症に対する対応について伺わせていただきたいと思えます。

新型コロナのことについては、今、質問も出ましたので、この辺のところはさくさくと行っていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（濱中俊男君） 加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） 五十嵐みさ議員のご質問に答弁をさせていただきます。

1項目め、「急性期病院である福生病院における終末期医療について」の1点目、「当院における終末期の定義や、終末期医療の考え方について」でございます。

当院の「臨床倫理指針」において、終末期とは「疾病あるいは高齢による臓器機能の低下が一臓器以上に存在し、それらが医学的に改善不能であり、総合的に見て生体の恒常性維持が困難で、早晚破綻を来すであろうことが高度の蓋然性をもって判断される状況」と定義しております。

平成27年3月には、厚生労働省「終末期医療に関する意識調査等検討会」において、最期まで本人の生き方を尊重し、医療・ケアの提供について検討することが重要であることから、「終末期医療」から「人生の最終段階における医療」へ名称が変更され、平成30年3月に「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」が改訂されました。当院でもこのガイドラインを基にマニュアル等を整備しております。

次に、2点目の「医療方針と家族等の意見が食い違う場合の当院の対応について」でございます。

医師が治療方針につきまして、本人や家族等に説明する際には、看護師等が同席してわかりやすい説明を心がけ、患者本人を尊重した意思決定ができるようにサポートいたしております。

しかしながら、病状の経過等により本人や家族等が疑問を感じ、気持ちに変化することは少なくありません。そのような場合には再度、納得できるまで医師から説明を受けることができます。また、一度決めた治療方針でも、いつでも撤回することができます。

なお、患者がどのような選択をした場合にも、苦痛なく最期まで安心して過ごせるように緩和ケアを実施いたしております。

次に、3点目の「ACP、アドバンスケアプランニングの重要性について」でございます。

厚生労働省は、ACPの国民への普及・啓発を目的に、平成30年度にACPの愛称を「人生会議」に決め、「いい看取り・看取られ」の語呂に合わせ11月30日を「人生会議の日」とし、人生の最終段階における医療・ケアについて考える日といたしております。

先に述べました「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」は、ACPの概念が盛り込まれており、当院における「臨床倫理指針」や「看取りに関する指針」も、これらを基に作成しております。

医療者側からといたしましては、本人が意思表示できなくなったときに、家族等から今まで話し合ったことを聞き取り、医療・ケアに関する本人の意思を類推できるようになればと考えております。その際、看取る側の家族等の気持ちも十分にくみ取り、家族等が最善の選択をしてあげられたと思えるように、地域の住民の皆様にも「人生会議」を行う日常生活が普及し、この二つが上手く折り合えればと考えております。

次に、4点目の「地域住民に対してのACPや緩和ケア、ターミナルケアの正しい知識普及や意識啓発について」でございます。

死は、人生の最終段階にある方だけではなく、誰にでも突然訪れる可能性のあるものでございます。このため、死をタブー化するのではなく、人生について大切にしたいことなど世代を超えて話し合う機会は重要で、そのような環境は必要であると考えられます。がんサロンや認知症カフェが普及しておりますが、今後、人生会議におきましても普及が必要であると考えております。

市区町村には、在宅療養支援窓口が設置されておりますが、気軽に利用できるこのようなコミュニティの場が当院に求められているのか、実現可能であるか、今後、検討が必要であると考えております。

病院は患者を支える一面はございますが、豊かな人生を過ごすためには、健康な時からACPについて話し合う地域ぐるみの環境整備が重要だと考えております。そのためには今後、医療者と行政が協力し、住民を巻き込みながら取り組んでいくことが必要であるとと考えております。

次に2項目め、「災害時等の緊急体制における、地域医療や各自治体との連携について」の1点目、「福生ブロック会議や福生市のみの地区会議における検討事項等の詳細について」でございます。

福生ブロック会議は、西多摩保健医療圏地域災害医療連携会議の福生ブロックとして福生市、羽村市及び瑞穂町の医師会、歯科医師会及び薬剤師会の方々と2市1町の保健及び災害担当の職員並びに当院職員で協議しております。なお、この会議は、当院の吉田副院長が、福生ブロックの災害医療コーディネーターとして取り仕切っており、年3回ほど開催しております。

会議では、災害発生時に区市町村が設営する緊急医療救護所について協議しているところでございます。

緊急医療救護所は、当院の立体駐車場の1階に設営することとなっており、そこで必要な医薬品、備品及び医療材料について協議を重ねており、初期段階の内容が決定したところでございます。今後は、緊急医療救護所の設営訓練の実施を検討していくことになっております。

また、2市1町の医療救護所における傷病者の搬送や当院に入院している容態の安定した患者の災害拠点連携病院等への搬送についても、協議をしていく予定でございます。

福生市のみの地区会議でございますが、こちらは福生市の医療救護所に関する会議で、災害時医療救護所ブロック会議福生地区として福生市の健康課が主催しております。

会議には、福生市の医師会、歯科医師会及び薬剤師会の方々と福生市の保健及び災害担当の職員並びに当院職員が出席し、災害用医療資材、医薬品等備蓄品や医療救護所の非常電源などについて協議をしております。

こちらにおきましても、訓練実施の検討や医療資材等の確保について、引き続き協議をしていくことになっております。

次に、2点目の「薬事に関する福生ブロック会議での検討事項の内容と、それを受けての各自治体参加の協議の進捗について」でございます。

薬事に関しましては、西多摩保健医療圏地域災害医療連携会議福生ブロック会議において、自分で歩けるなどの軽症者に対応する緊急医療救護所で必要となる医薬品の種類及び数量について協議を重ねてまいりました。また、会議以外におきましても、2市1町の3師会の皆様のご意見をいただきながら福生ブロックとして必要な医薬品を検討してまいりました。

その結果、2市1町災害用の医薬品等備蓄リストとして、平成31年2月に取りまとめることができました。

これを受けて、2市1町の医薬品等の購入費用の負担割合や管理方法について、さらに協議を進め、それぞれの地域防災計画の想定負傷者数などから割合を決定いたしました。また、管理方法におきましても、当院の薬剤部にて管理をすることといたしました。

なお、現時点では、2市1町それぞれが、令和2年度予算案に医薬品等の購入費用などを計上したところでございます。

次に、3点目の「災害の予想が可能である、風水害時の対応等について」でございます。

当院におきましては、BCP、事業継続計画でございますが、すでに策定済みでございます。

ただし、こちらは、「公立福生病院地震災害時における事業継続計画書」でございますが、風水害に対しての計画にはなっておりません。

しかし、昨年、甚大な被害をもたらした台風第19号への対応につきましては、台風の接近が土曜日ということもあり、次のような対策を取りました。

事前に鉄道事業者が計画運休を発表しておりましたので、台風接近時及びその前後に勤務をする職員に対しまして、院内宿泊の許可、車通勤への変更の許可などを院内メール及びインターネット回線を利用した緊急連絡網で周知いたしました。

また、不測の事態が発生した場合には、当院地下の中央監視室が防災センターを兼ねており、そこから担当職員に連絡が入る体制をとるなど、さまざまな台風対応をいたしたところでございます。

次に、4点目の「今般の新型インフルエンザ等や、その他の感染症に対する対応について」でございます。

まず、院内におきましては、院長を委員長とする院内感染対策委員会及び各部門から

選出された職員で構成される院内感染対策チームを組織し、院内感染予防対策の立案や対策の実施状況の巡回点検・指導、マニュアル等の作成、改正及び周知といった活動に取り組み、平時より院内感染予防対策に努めております。

また、感染症予防や感染の蔓延時に適切な対処ができるスタッフとして、感染管理認定看護師や感染制御の専門知識を有するエキスパートであるインфекションコントロールドクターを配置し、こうした活動の中心となり対策にあたっております。

新型インフルエンザ等新興感染症の流行時の対応でございますが、当院は災害拠点病院としての指定を受けております。災害拠点病院は、地震や台風等の災害発生時に災害医療を行うことを想定しております。このため、新型インフルエンザ等新興感染症の流行時には、圏域を管轄する西多摩保健所及び近隣の医療施設と連携して終息に向けての対策を実施することとなります。

なお、新型インフルエンザ等新興感染症対策につきましては、平成27年に「新型インフルエンザ等流行時における診療継続計画」を策定しており、新型インフルエンザ等新興感染症に関して対策が求められる際には、本計画に沿って診療の継続に努めてまいります。

以上で、五十嵐議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（濱中俊男君） 五十嵐議員。

○8番（五十嵐みさ君） 管理者の丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、1点ずつ追って再質問、再々質問と移らせていただきたいと思います。

最初の1点目においてでございますけれども、当院における終末期医療、言い方としまして、人生の最終段階における医療ですね、変わったということで。この定義については、厚生労働省のガイドラインに沿ってということ、また、平成30年3月に改訂された「人生の最終段階における医療ケアの決定におけるプロセスに関するガイドライン」、これを基に現在、マニュアル等もつくられているということで理解いたしました。

そこで、現状の受け入れ数ですとか、あるいは在院日数がどのようになっているのか、また、増加傾向にあるのかどうなのかというようなところを、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

それと、合わせて、当病院の救急医療への影響等について、あるのか、ないのか、そういうのはどうかというところを教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（濱中俊男君） 入退院管理室長。

○入退院管理室長（松浦典子君） では、五十嵐議員の1点目の再質問についてお答えさせていただきます。

まずは、在院日数ですが、在院日数は、今、14日から15日で、急性期の病床は経過しています。

まず、在宅医療の方の容態が急変した場合、主に訪問診療の担当医師が対応いたしておりますが、何らかの状況で当院に搬送され場合、または当院へ通院中の患者さんに対

しては、事前の方針を再確認しております。事前の方針を話し合っていない場合は、現在の状態からご本人、ご家族等に説明をして意思決定をしていただいております。

当院から在宅医療へ移行する際、容態や家族背景が難しい場合は、訪問診療の担当医師と事前に在宅患者緊急入院診療として書類を作成し、緊急時、希望があれば当院へ優先的に搬送されるような形態をとっております。

令和元年の実績は、14人の患者さんに書類を作成いたしまして、実際に5人の患者さんが緊急入院されております。

また、地域包括ケア病棟においては、在宅で療養されている人生の最終段階にある患者さんの看取りの受け入れを9月から開始いたしました。できるだけ最後まで住み慣れた家で過ごしたいという单身の方や、高齢者世帯のケースなど、3人の実績があります。

件数が少ないと思われるかもしれませんが、急性期病院の本来の役割を行うために、退院支援を丁寧に十分に行い、ご本人とご家族の心構えと覚悟ができるような支援を行っております。

さらに、地域医療を支える訪問診療の担当医師も在宅での看取りに十分関わっておられ、双方の協力のもと成り立っていると思います。

以上で終わります。

○8番（五十嵐みさ君） 救急医療への影響についてはどうでしょうか。

○入退院管理室長（松浦典子君） 特にありません。

○議長（濱中俊男君） 五十嵐議員。

○8番（五十嵐みさ君） ありがとうございます。本当に丁寧に対応していただいているということでもわかりました。

増減というのは、まだそこまで、増えているか、減っているかというところまでわからない状況でしょうか。わかりました、承知いたしました。

そうしましたら、2点目の医療方針に対する本人と家族との意思の食い違いについて、こちらについては本当にいろいろ丁寧に対応していただいて、納得していただくまで何回も話し合いを持たれるというようなことで、これは特に再質問というのはございません。

3点目についても、大体よくわかりました。ご本人の意思を類推して家族との間を聞き取りされているということですね。

ただ、ここでちょっと日本老齢医学会というところが指摘していることがございまして、日本人の習性といいますか、文化といいますか、回りへの配慮や遠慮から、なかなか本音を言わない、言えないということが、このACPの推進を妨げているというような、こういうような提言の中でご指摘をされております。

そこで、本人の意思や本音を引き出す支援を行うACP相談員というのがございます。これ、ACPの研修を受けて相談員になられるということのようでございますけれども、そのACP相談員が非常に有用であるというふうに言われております。当院には、このACPの研修を受けたACP相談員という方は存在していらっしゃいますでしょうか、伺わせていただけます。

○議長（濱中俊男君） 入退院管理室長。

○入退院管理室長（松浦典子君） お答えします。ACPの相談員というような、研修を受けた者はありませんが、ただ、当院は、がんの専門看護師、認定看護師が専門職としておりますので、それらの者が相談窓口として管理しております。

以上です。

○議長（濱中俊男君） 五十嵐議員。

○8番（五十嵐みさ君） ご答弁ありがとうございました。

いろいろな専門の窓口でご相談していただいているところですが、このACP相談員というのは、ACPファシリテーターと申しまして、春日井市民病院ですか、モデル的にやっていらっしゃるところがございますけれども、これは専門的な医学的な知識もそうなんですけれども、患者から意見を引き出すという、どっちかというコミュニケーションを取るようなそんなような部分の研修を受けられるようでございますので、こちらのほうもまた研修を受けていただくことを、病院にとっても有用なことになるかと思っておりますので、今後またご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

最初の質問の4点目に移らせていただきます。

これは、特に質問ということではなく、お願いをしたいんですけれども、このアドバンスケアプランを推進する、レシピを推進する上で医学的見地からのアプローチというのも非常に重要かというふうに思っております。将来、死を迎えるにあたって、死というものがどのような要素を示すのかとか、またそれに対してどのような医療やケアが行われるのかということ、これ、本当に素人にははかりかねる部分がございます。

そして、人生の最後というのは必ずしも高齢だからということではない。若い方でも迎えるということがございますので、広く市民に啓発を行うには、やはり福生病院のお力が非常に必要かと思っておりますので、その辺、身近なカフェという形での開催もぜひご検討いただきたいということは、こちらのほうはお願いしておきたいと思っております。

大きな項目の2項目めに入っていきたいと思っております。

1点目についての再質問を行います。

現在、福生ブロックの会議では、緊急医療救護所における必要な医薬品等の初期段階としての内容が決定したということでございますでしょうか。あとは、今後、緊急医療救護所の設営訓練と医療救護所での疾病者や、当院から災害拠点連携病院等への軽症者等の搬送、このようなところを検討しているということでもよろしいでしょうか。

それで、緊急医療救護所の設営訓練ということなんですけれども、これは2市1町で構成している福生病院でございます。まずはどなたの権限で立ち上げられるのか、伺わせていただきたいと思っております。それと、また合わせて、訓練時期はいつごろになるのかということもお知らせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） お答えいたします。

緊急医療救護所の設営にあたりましては、区市町村が発災後、速やかに設営するものということになりますので、この福生市、羽村市、瑞穂町におきましては、災害拠点病

院が当院、福生病院でございますので、こちらに設営するという事で、2市1町共同で設営することになります。

ただ、2市1町の方がここに来てすぐ設営ということは難しいことですので、当院職員が設営ということでやりまして、2市1町の方々が来てから引き渡して、当院の職員は災害医療のほうに従事していくことになります。

訓練につきましては、今度、19日なんですけれども、ちょうど連携会議がございまして、そちらの会議の場におきまして、当院のほうから訓練の実施ということで提案をしたいと考えております。

令和2年度にいろいろと検討をしまして、令和3年度に実施できたらなということで、今、事務局サイドでは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 五十嵐議員。

○8番（五十嵐みさ君） ありがとうございます。

当院職員で立ち上げてという、もともとが2市1町自治体でということなんですけれども、やはり頭になる人というのは、私は必要ではないのかなと思っておりました。

企業団に移行した後というのは、企業長の権限で立ち上げる、権限を持っていらっしゃるのかなというふうには思うんですけれども、現段階におきまして、ちょっとこれは質問ではなくて意見なんですけれども、福生市、羽村市及び瑞穂町の地域防災計画を拝見させていただいたところ、救急救護所の立ち上げに関して、救急医療救護所の立ち上げに関してさまざま、ちょっとばらつきがあるんですね。

福生市、羽村市におきましては、「市は災害拠点病院と連携を図り」、市となっておりますので、これは災害対策本部も入ってのそのリーダーになるかと思えます。そしてまた、福生市では「発災後24時間以内に公立福生病院に緊急医療救護所を設置し」というふうになっておきまして、これも主語もやはり抜けておきます。そして、瑞穂町では、福祉部健康班というふうになっています。「福祉部健康班は被害状況を収集し、必要により緊急医療救護所及び医療救護所を設置する」というふうになっているんですけれども、これさまざま、2市1町でありながら違うんですけれども、地域防災計画のおおむねのところは全然違う、それぞれによって違うと思うんですけれども、私は、この福生病院にかかる部分、これはやはり統一していかななくてはならないのではないかなというふうに考えております。

ですので、福生ブロック会議でお話されたことを、逆に各自治体に働きかけて統一して記載していくという、このようなこともやっていただきたいということを、これは要望として出しておきます。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、次の2点目、薬事のところで、それぞれの自治体に今回、予算を計上されているということですので、それぞれの自治体の予算委員会等で審査していくような形になるのかなと思うんですけれども、負担割合ですとか、あるいは管理方法について、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） お答えいたします。

まず、負担割合につきましてですが、2市1町の負担割合ということですので、2市1町と当院におきまして協議しました。その結果としまして、医薬品の総額と医薬品等の管理料ということで、その合計の2分の1を均等割という形にしまして、残りの2分の1を被害想定比率割合として、被害想定比率につきましては、2市1町各自治体の地域防災計画の負傷者数を基にしております。

この負傷者数でございますが、この中には重症者数も含まれておりますので、その重症者数を除きました軽症等の患者を算出し、それを被害想定比率として決定をいたしたところでございます。

管理につきましては、当院のほうで管理をするということでやっておりますが、今のところ、薬剤部といろいろ協議をしているところではございますが、何とかローリングストックができる方法で今、詰めているところで、今のところ、薬剤部長からは、よい返事をいただいているような状況でございます。以上です。

○議長（濱中俊男君） 五十嵐議員。

○8番（五十嵐みさ君） ありがとうございます。お薬のことについてはわかりました。

負担割合、それぞれがあると、いろいろな観点から計算してということでございますし、ようかね。これはまた持ち帰って、各自治体で審査していきたいと思えます。

また、備蓄品の管理について、ローリングストックでできるだろうということで、これは大変うれしいところでございます。数量ですとか金額とかをきちっと管理していけば、使った分を今度、備蓄品の中で期限が来そうなものを、普通の一般の医薬品のほうに移していくということで管理ができるかと思えますので、ローリングストックということでどうぞよろしく願いいたします。本当に無駄のないような管理のほうをよろしく願いいたします。

そうしまして、3点目の予想できる災害と申しますか、土砂災害。昨年の台風の時にはさまざまな対応をしていただいたことは大変よくわかりました。これは本当に各自治体においても大変緊張したところでございますけれども、まず、その中で1点目といたしまして、土曜日に台風が来たものですから、その土曜日の体制ということなんですけれども、台風が来たということで、これは例えば、医師ですとか看護師の増員をされたのか、それとも通常の土曜日の体制であったのか、まず、この辺をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） お答えいたします。

台風時の対応でございますが、特段増員するという体制は取っておりませんが、当日、台風が来ました土曜日につきましては、事務長、医事課長が当院に登院してございます。以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 五十嵐議員。

○8番（五十嵐みさ君） 通常の土曜日の体制だったということですね。

医事課長等は登院されたということですが、例えば、台風は暴風雨もございいますが、土砂災害ということも考えられますね。そうしましたら、その負傷者が搬入されるというようなことも考えられ得るわけでございますけれども、この負傷者への対応というのは、増員がされなくても大丈夫だったのでしょか。ちょっと伺わせていただきたいと思います。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） お答えいたします。

土砂災害の対応ということでございますが、こちらは通常と言いますとちょっと言葉が変でございますが、救急医療と同じような状況というふうに捉えることができますので、当院では特別な対応という形は取らない状況でございました。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 五十嵐議員。

○8番（五十嵐みさ君） ありがとうございます。救急の体制で大丈夫だったというふうな捉え方ですね、承知いたしました。わかりました。

これ、最後、まとめさせていただいて、何かあった時には緊急の連絡網で連絡が入ってという、それでまた必要なことがあれば動員されるような形になるのかなと思うんですけども、先生や職員の方々も暴風雨の中で来られるのは非常に大変危険なところもあるかと思えます。そういった意味からいたしましても、やはりあらかじめ近くの宿泊施設等にお泊りいただくことも可能なのかなとは思ったんですけども、これはまた医師の働き方改革とかその辺のところとも兼ね合わせて考えていかなければいけないのかなと思えますので、これは私から一つの考えられることではないかということのご提案とさせていただきます。

そして最後、4点目に伺わせていただきますのが、感染症の関係なんでございますけれども、ハザードという観点から見ますと、やはりバイオテロ、このようなことも考えられるかなと思うんですけども、バイオテロなどに対しての対応策などはお考えになっていらっしゃるのか伺わせていただきたいと思えます。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） お答えいたします。

バイオテロ等の対策ということでございますが、こちらにつきましては、万が一に備えてということで、令和2年度の当院の予算案に購入費用及びそれに対する補助金を計上してございます。こちらにつきましては、大本は国のほうになりますので、国のほうの事業展開が進むかどうかということも補助事業が実施されるかどうかはちょっと不透明なところがございますが、こういうご時世ですので、なくなることはないだろうとは思っておりますが、こちらの事業につきましては、東京都の全額負担ということで、最終的には国ということにはなりますが、10分の10の補助率ということになっております。

こちらとしては、NBC災害テロ対策設備整備費補助事業という名称で東京都が実施しているものでございます。

まだ、現時点では確実な補助決定ということにはなってはございませんが、令和元年度に申込手続きも手を挙げておりますので、新たに計上のほうをさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 五十嵐議員。

○8番（五十嵐みさ君） ありがとうございます。

バイオテロ等に対しても、万が一に備えて、来年度の予算のほうに計上をされているということですね。そうしましたら、それは中身については、また予算のほうで審議させていただきたいと思います。

これをもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（濱中俊男君） しばらく休憩いたします。

なお、再開は午後2時25分からといたします。

午後2時13分 休憩

午後2時24分 再開

○議長（濱中俊男君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、6番浜中順議員。

○6番（浜中 順君） それでは、3点質問いたします。

1、病院事業の経営状況について。

病院事業の経営状況の判断指標として累積欠損金が注目されています。週刊東洋経済1月11日号特集「病院が壊れる」によると、公立病院の赤字累積欠損金のワースト150の86位（2017年度）に阿伎留医療センターがランクされ、累積欠損金は約71億6,000万円となっています。福生病院は、2018年度決算で累積欠損金は5億9,493万8,129円となっています。

質問、（1）ここ10年間の累積欠損金の推移をお伺いいたします。

（2）約6億円の累積欠損金は、どのような理由で生まれたのかお伺いします。

2番目の質問、医師、看護師不足について。

医師、看護師の不足が問題になっています。当病院は確保されているのでしょうか。

また、確保されていないとしたら、どう確保するのでしょうか、お伺いいたします。

（1）医師、看護師は常勤、非常勤ともに必要数を充足しているのでしょうか。充足していないなら、その人数をお伺いいたします。

（2）不足分は、どのようにして確保しようとしているのでしょうか、お伺いします。

3番、パワハラ事件について。

2018年2月7日付で東京地方裁判所に提訴された福生病院内でのパワハラ事件についてお伺いいたします。

（1）事実経過をお伺いいたします。

（2）パワハラをなくすための話し合いの場として、公聴会を開いてはいかがでしょうか。

か、お伺いいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（濱中俊男君） 加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） 浜中順議員のご質問にお答えいたします。

1 項目め、「病院事業の経営状況について」の1点目、「ここ10年間の累積欠損金の推移」でございます。

当院の10年間の累積欠損金でございますが、平成21年度は21億2,749万9,724円でございます。その後、当期純損失を計上し、平成25年度には52億4,012万2,048円まで増加いたしました。

平成26年度に地方公営企業法の改正があり、退職手当組合負担金を資産として認識することなどにより、大幅な当期純利益を計上し、結果的に累積欠損金は解消されました。このときは、累積欠損金は、マイナスの2億1,189万9,829円、要するに利益剰余金を計上いたしました。

平成27年度は、当期純利益を計上いたしましたが、利益剰余金は減少し、翌、平成28年度には、当期純損失を計上し1,776万4,012円の累積欠損金となりました。

その後も当期純損失を計上し、平成30年度には、累積欠損金は5億9,493万8,129円と増加いたしました。

次に、2点目の「約6億円の累積欠損金は、どのような理由で生まれたのか」でございます。

累積欠損金の増減について説明をいたしますと、当期の業績を示す財務諸表の損益計算書において、黒字であれば当期純利益が計上され累積欠損金を解消し、赤字であれば当期純損失が計上され累積欠損金が増大する仕組みとなっております。この当期純損失が計上される理由といたしましては、入院及び外来などの医業収益の減少、材料費、経費及び人件費など医業費用の増加が考えられます。

平成30年度におきましては、医業収益は、前年度比で約1億5,000万円の減少、医業費用は約9,000万円の増加となっており、平成30年度の成績が振るわなかったことが一つの要因と捉えており、経営改善のために職員一丸となり鋭意努力しているところでございます。

次に2項目め、「医師、看護師の不足について」の1点目、「医師、看護師は常勤、非常勤ともに必要数を充足しているのか。充足していないなら、その人数を何う」及び2点目、「不足分は、どのようにして確保しようとしているのか」については、関連がありますので、あわせてお答えをさせていただきます。

まず、医師でございますが、生活習慣の変化や高齢化に伴う疾病構造の変化により、糖尿病などの生活習慣病や呼吸器疾患の患者が増加しております。そのため、糖尿病内科又は呼吸器内科の医師をいずれか1人増員することができれば、専門医による診療体制の充実を図ることができると考えております。

医師の確保につきましては、日本医科大学との寄附講座において、糖尿病内科医及び呼吸器内科医を要望しているほか、業者紹介などにより確保しようとしております。

次に、脳神経外科でございますが、平成 30 年度に 1 人退職し、5 人から 4 人となっております。そのため、1 人の医師への負担が大きくなっておりますので、1 人増員したいと考え、業者紹介により確保しようと努めております。

次に、耳鼻咽喉科でございますが、非常勤職員で対応しております。杏林大学からの医局人事となっております。こちらは、医師の派遣について協力を得られるよう、杏林大学との調整を継続しております。

次に、麻酔科でございますが、平成 29 年度には 7 人、平成 30 年度には 8 人おりましたが、今年度から 5 人となっております。年度途中で非常勤職員が 2 人増員となりましたが、まだ不足している状況で、常勤職員として、あと 2 人欲しいところではあり、業者紹介や関連病院の医局派遣により確保しようと努めております。

その他、医師の確保策といたしましては、当院のホームページでの募集、東京都地域医療支援ドクター事業による医師派遣の要望や、当院の職員が医師免許を有する者を紹介した場合に、職員に報奨金を支給する制度を利用して、医師の確保に努めております。

今後は、大学病院医局へさらに働きかけを行うなど、積極的なアプローチをしていく必要があると感じております。

次に、看護師の状況でございますが、小澤議員にもお答えいたしました。年間の退職者数や産休・育児休業者数を勘案しながら採用を行っているため、年度途中で退職者はおりますが、適正な配置基準を確保できております。

ただし、常勤看護師の負担軽減を図り、看護業務の効率化につなげることを目的に、非常勤看護師の募集につきましては継続的に行っております。

次に 3 項目目、「パワーハラ事件について」の 1 点目、「事実経過を伺う」でございます。

平成 29 年 4 月、パワーハラスメント被害を訴えている職員、ここでは職員 A とさせていただきますが、職員 A の所属する東京管理職ユニオンから「団体交渉申入書」が当組合宛に送付されてまいりました。当組合といたしましては、パワーハラスメントについての被害相談を職員 A から一切受けていなかったことから、突然の団体交渉の申し入れに驚きましたが、職員 A の意思を尊重し、当組合でも代理人弁護士を立てた上、ユニオンとの間で団体交渉を行うことといたしました。

当初、ユニオン側は解決金の支払を求めず、パワーハラスメントを行ったとする職員、ここでは職員 B とさせていただきますが、職員 B の謝罪、同氏への処分及び再発防止策の策定のみを求めており、誠実に団体交渉を行ってまいりましたが、平成 29 年 8 月、ユニオン側が突如として前言を翻し、解決金の支払を求めてまいりました。

当組合といたしましては、ユニオンが地方公務員法上の職員団体の要件を満たさないと考えられ、個々の職員間のトラブルにより生じた解決金の支払条項を、集団的労使関係について定めることを第一義とする労働協約の中に組み込むことが果たして適切と言い得るのか、疑義が生じておりました。

また、適正な公金支出の確保の観点から、現実に解決金を支払うにあたり、いかなる手続をとるべきかとの法的問題が浮上したため、最終的にユニオンとの労働協約締結は

実現いたしませんでした。

当院といたしましては、弁護士を交えた中で職員への聞き取りなど事実調査を実施いたしましたが、他の職員が在席する事務室でのパワーハラスメントは認められませんでした。しかし、職員Aが提出した打合せ時における録音記録から、職員Bが暴言を発し、机をたたくななどの言動があったことは事実であると認められました。

職員Bにとっては、相談に来た職員Aに対し、指導助言を繰り返し行う中でなされたものではありませんが、その経緯にくむべき事情が存在したとしても、指導監督にあたる立場にある者としては不適切な言動があったと言わざるを得ないことから、平成30年1月、職員Bを訓告処分するとともに、管理監督者である事務長においても管理監督責任は否めないと考えられることから、管理者である私から口頭注意を行いました。

その後、平成30年2月7日、職員Aがパワーハラスメントを受け、精神疾患を罹患し、結果、休職に追い込まれたことを理由に、当組合に対し約550万円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起したことを、テレビの報道により知ったところでございます。

その後の訴訟の経過といたしましては、平成30年4月に口頭弁論を行った後、裁判官と原告、被告が争点や今後の裁判の進め方の話し合い、証拠の整理などを行う、弁論準備手続を令和元年10月までに合計10回、証人尋問を令和元年12月に実施し、次回、令和2年3月に証人尋問を踏まえた弁論準備手続が行われる予定でございます。

次に2点目、「パワーハラスメントをなくすための話し合いの場として、公聴会を開いてはどうか」でございます。

今回のパワーハラスメントの件につきましては、平成29年4月の東京管理職ユニオンからの団体交渉申入れ時から、当組合では代理人弁護士を立て、話し合いを続けてまいりましたが、結果的には、話し合いで解決できず、訴訟事案となっております。

当組合といたしましては、原告の主張に関して全てを認めるものではなく、反論すべきことは現在も係争中の訴訟において行っているところであり、その判断につきましては司法の手に委ねるところでございますので、公聴会を開催する考えはございません。

しかしながら、当組合においては、ハラスメント対策が不十分であったと思われまます。そのため、今回の件を契機といたしまして、平成29年8月に、相談窓口の明確化、研修の義務化、相談・苦情を公平かつ適切に処理するため、ハラスメント防止対策委員会の設置などについて規定した「公立福生病院におけるハラスメントの防止等に関する要綱」を制定いたしました。

職員への対応といたしましては、平成29年5月にコンプライアンス研修の中でハラスメントについて触れさせていただくとともに、平成29年度、30年度と2年続けて当組合の顧問弁護士を講師にお迎えし、ハラスメント研修を実施いたしました。

今年度におきましても、来月、ハラスメント研修を実施する予定であり、今後も継続して研修を実施することにより、より一層ハラスメントの防止等に努めてまいります。

以上で、浜中議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（濱中俊男君） 浜中議員。

○6番（浜中 順君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、1番から順次再質問をいたします。

1点目、病院事業の経営状況ですけれども、先ほど、平成30年度において医療収益の減少と医療費用の増大が特に大きかったことが説明されましたが、より詳しく説明をよろしく願います。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） お答えいたします。

平成30年度の病院実績でございますが、昨年11月の本組合の定例会におきまして、決算の認定をいただきましたが、その際にも監査委員より指摘がございましたとおり、当院の業務実績が低下しているという指摘がございました。

その内容としましては、医業収益は大きな柱としましては、入院収益と外来収益に分類されます。入院収益のほうは、約2,000万円減少、外来収益は、約1億2,000万円減少しております。

要因としましては、入院収益は病床稼働率が72.0%であり、対前年度比2.6ポイント減少したこと、また、外来収益は、二次医療機関としての役割である逆紹介を推進したことによる外来延べ患者数が減少したことと分析しております。

一方で、医業費用増加の要因としましては、監査委員からも申し添えがございましたが、次世代スタッフを育成する等、将来の病院体制充実を目標とした新規職員採用による給与費の増加も一つの要因と意見されております。

また、病院経営基盤の安定を図るため、収益の根幹である医業収益を増加させることを今後、目指していくところでございます。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 浜中議員。

○6番（浜中 順君） よくわかりました。ありがとうございます。

ちょっと別の質問ですけれども、地域的に専門医がいない場合、少ない場合、そういう場合は、公立病院として採算を度外視しても不足を補うような医師の配置というのを福生病院では実際に行っているのかどうか、その辺教えてください。

○議長（濱中俊男君） 松山院長。

○院長（松山 健君） 議員のご質問はなかなか難しいご質問なんですけれども、例えば、本当に私の小児科でも40万人に1人というような病気がありまして、そういう特殊な疾患を私も手探りで診ているんですけれども、そういう疾患群に対して、それぞれに専門医をとというふうになると、1人2人診るのに数万円お支払いするというようなことを皆さんが許してくださるのかどうかと、そういう非常に難しいところがあります。一律にそういう珍しい疾患に対する専門医を招けとか、招くんじゃないとか、なかなかそういうような一律なお答えはしかねると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（濱中俊男君） 浜中議員。

○6番（浜中 順君） そういう特殊なことをお聞きしているんじゃなくて、全般的に、例えば、この地域で眼科がすごく少ないという時に、やっぱり福生病院としては、眼科が少ないので眼科の医師をちょっと増やさなきゃとか、そういう配慮というのはされて

いるのかどうかと。

○議長（濱中俊男君） 松山院長。

○院長（松山 健君） もちろん地域の需要に合わせてその科のスタッフを考えるというのは、これはもう当然でございますので、そういうことは考えております。

それから、今後の人口動態に合わせて先に先に手を打つというようなことも考えておりますが、なかなか、じゃあ、麻酔科、先ほど管理者のご答弁にもあったように、じゃあ、麻酔科医が少ないよと。みんなどこも麻酔科医が少ないことはわかっていて、術者はいっぱいいるんですけども、麻酔科がボトルネックになっちゃうんですね。しかし、本当に麻酔科医を確保するというのは、結構難儀なことではございまして、いろいろ手は尽くしているんですけども、うちの規模からすると、そこそこ足りているのかもしれませんが、実際のアクティビティから考えると、麻酔科医は足りないとか、そういうようなことはございますので、ぜひ議員のお力添えもお願いしたいと思うのでございます。

○議長（濱中俊男君） 浜中議員。

○6番（浜中 順君） わかりました。

実際そういう地域全体として、公立病院なので、特にそういう、この医者が眼科だったら眼科が少し少ないなと思った時に、福生病院に、公立の病院は配慮しながらそういう人員配置を行っているのかどうかというところを聞いたかったんです。

○院長（松山 健君） もちろんです。

○6番（浜中 順君） そのときに、例えば、やっぱり多少の需要はあっても1人つけると、採算的には結構マイナス要因になる。必要な医師を配置するためには、国や都に対して、「ちょっとこういう困難が伴うので何とか補助してください」という、そういう仕組みというものはあるんですか。

○議長（濱中俊男君） 松山院長。

○院長（松山 健君） うちの医事課は、相当いろんな手を使って少しでも補助をもらうように日々努力をしていると思います。なかなかだけどこれは、補助を出すほうもない袖は振れないというところがございますので、そう甘く、ちょっと考えたら補助が増えるというわけではありません。

ただ一つ、今年、僕らが考えて手を打ったのは、常勤医が充足した科の場合、非常勤医の受け持つ患者さんが少なくなることがあります。そういう方はやっぱりおられるので、そこら辺の診療の割り振りを整理をしていくことも考えてございます。

○議長（濱中俊男君） 浜中議員。

○6番（浜中 順君） そういうちょっと採算が結構厳しい時でも、医師を確保しなければいけない。それに対して、国や都も、ない袖は振れないというふうに言われましたけれども、でも、病院側としては公立病院がゆえに、なるべくスタッフをそろえると。採算的にはちょっと厳しいということに対して、国や都に対して病院で連携して働きかけはなされているのかどうか、その辺教えてください。

○議長（濱中俊男君） 松山院長。

○院長（松山 健君） 個々の力は弱いので、いろいろ私どもの病院が所属している病院会とかいろいろな組織がございまして、ほぼ共通した悩みですね。それで、圧力団体という言葉は嫌ですけども、そういうような形で政府に云々というようなことは日常的にしているというふうに考えております。

○議長（濱中俊男君） 浜中議員。

○6番（浜中 順君） では、よろしく願いいたします。

2番目ですけども、麻酔科が、これはあと2人いるといいという話をされましたけれども、そういう不足しているがゆえに手術を制限されるようなことというのはあるんでしょうか。

○議長（濱中俊男君） 松山院長。

○院長（松山 健君） あると困るのですが、実際はあります。

私の耳に入っているものが全てだと思いませんけれども、時々あります。これはある程度やむを得ないかなというふうには思います。残念です。ぜひお力添えを。

○議長（濱中俊男君） 浜中議員。

○6番（浜中 順君） 事実はわかりました。ありがとうございます。ご努力をよろしく願いいたします。

3番目の問題ですけども、先ほどの回答で、当組合においてはハラスメント対策が不十分であったと思われるということを認められて、公立福生病院におけるハラスメントの防止などに関する要綱を制定し、平成29年度、30年度と2年続けてハラスメント研修を実施し、今年も来月研修を実施することによって、より一層ハラスメントの防止に努めていくというご努力をされていることでありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

一旦はニュースとして流れている状況の中で、やっぱり信頼を回復するために、こういうような対策をしっかりとっているよというそういうメッセージというのは、市民とか関係者に対してされているのかどうか、また、これから説明しようとしているのかどうか、その辺お聞かせください。

○議長（濱中俊男君） 庶務課長。

○庶務課長（小林章文君） 病院がどのような対応、対策を取っているかというようなことにつきましては、現在、対外的な方々に対しての行動というのはしておりません。

というのは、現在、訴訟というところで、それぞれ係争中でございますので、そこについて詳しく述べるということはしておりませんが、今後、その判断が司法の手によって委ねられておりますので、それが出た段階では、こういう結果になったということはお伝えする必要があるのかなというふうには考えております。以上です。

○6番（浜中 順君） わかりました。ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（濱中俊男君） これをもちまして一般質問を終了いたします。

○議長（濱中俊男君） 次に、日程第4、議案第1号、福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由及び提案内容の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） それでは、議案第1号、福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明申し上げます。

本案は、東京都人事委員会の勧告等を考慮した結果、福生病院組合一般職の職員の給与を改定する必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、期末勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月とし、再任用職員につきましても、同様に0.05月分引き上げ、2.45月とするものでございます。

細部につきましては、庶務課長から説明いたしますので、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（濱中俊男君） 庶務課長。

○庶務課長（小林章文君） それでは、議案第1号、福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の細部につきまして、ご説明いたします。

議案資料の1ページ、新旧対照表をご覧ください。

東京都人事委員会の勧告により、期末勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、その引き上げ分につきましては、勤勉手当に配分することとされております。

そのため、条例第29条の勤勉手当の規定を改正するもので、第2項では、期末勤勉手当の年間支給月数を「4.6月」から「4.65月」へ引き上げるため、6月及び12月に支給する勤勉手当を、それぞれ「100分の100」から「100分の102.5」へ改めるものでございます。

第3項は再任用職員に関する規定で、第2項を引用している「100分の100」を「100分の102.5」へ改め、期末勤勉手当の年間支給月数を「2.4月」から「2.45月」へ引き上げるため、6月及び12月に支給する勤勉手当を、それぞれ「100分の47.5」から「100分の50」へ改めるものでございます。

次に、制定の附則でございますが、この改正につきましては、公布の日から施行しようとするものであることから、新たに第7項を加え、令和元年度の勤勉手当の改定分の支給につきましては、3月期の期末手当を「0.25月」から「0.3月」へ、再任用職員につきましては、「0.15月」から「0.2月」へ引き上げる特例措置を講じて対応しようとするもので、職員にあっては「100分の25」を「100分の30」へ、再任用職員にあっては「100分の15」を「100分の20」と調整するものでございます。

なお、例月給につきましては、公民較差が極めて小さいため、改定は見送ることいたします。

附則でございますが、この条例につきましては公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で、福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

○議長（濱中俊男君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱中俊男君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱中俊男君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号、福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱中俊男君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長(濱中俊男君) 次に、日程第5、議案第2号、福生病院組合を福生病院企業団にすることに伴う関係条例を整理する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由及び提案内容の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者(加藤育男君) 議案第2号、福生病院組合を福生病院企業団にすることに伴う関係条例を整理する条例について説明申し上げます。

本案は、福生病院組合の病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴い、関係条例を整理する必要があるため、本案を提出するものでございます。

内容でございますが、現行の条例20件について、名称変更等の一部改正、また、6件の条例を廃止するものでございまして、20件の一部改正の内容につきましては、共通事項として「福生病院組合」を「福生病院企業団」に、「管理者」を「企業長」に、「任命権者」を「企業長」に、「規則」を「企業長」に、「組織市町」を「構成市町」に変更し、あわせて一部文言等の整理を行うものでございます。

また、6件の廃止条例につきましては、主な理由といたしまして、地方公務員法の一部適用除外、地方公営企業等の労働に関する法律及び地方公営企業法の新規適用などにより廃止するものでございます。

細部につきましては、経営企画担当主幹から説明をさせますので、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(濱中俊男君) 経営企画担当主幹。

○経営企画担当主幹(市川仁史君) それでは、議案第2号、福生病院組合を福生病院企業団にすることに伴う関係条例を整理する条例の細部につきましてご説明申し上げます。

議案資料の3ページ、福生病院組合公告式条例新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

まず、この「福生病院組合公告式条例」につきましては、先ほど管理者のご説明にもございました一部改正の共通事項のみの改正となりまして、制度の内容は変わりありません。

次の4ページをお願いいたします。「福生病院組合の休日に関する条例」につきましても、共通事項のみの改正となりまして、制度の内容は、変わりありません。

次の5ページをお願いいたします。「福生病院組合職員の懲戒に関する条例」につきましては、第3条中「暫定手当」を削除しております。これは、支給実績がない手当であることから、文言の整理を行ったもので、そのほかは、共通事項のみの改正となり、制度の内容は、変わりありません。

次の6ページをお願いいたします。「福生病院組合職員のサービスの宣誓に関する条例」につきましても、共通事項のみの改正となりまして、制度の内容は変わりありません。

次の7ページをお願いいたします。「福生病院組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」につきましても、共通事項のみの改正となりまして、制度の内容は変わりありません。

次の8ページをお願いいたします。「福生病院組合議会議員の議員報酬及び監査委員の報酬及び費用弁償等に関する条例」につきましても、共通事項のみの改正となりまして、制度の内容は変わりありません。

次の9ページをお願いいたします。「福生病院組合議会定例会の回数に関する条例」につきましては、題名のみの改正でございます。

次の10ページをお願いいたします。「福生病院組合監査委員条例」につきましても、共通事項のみの改正となりまして、制度の内容は変わりありません。

次の11ページをお願いいたします。「福生病院組合職員の定年等に関する条例」につきましては、共通事項の改正と、第4条第5項の規定により定めた規則はございますが、第6条により定めた規則がなく、不要であるため削除したもので、制度の内容は変わりありません。

次の12ページをお願いいたします。「福生病院組合病院事業の設置等に関する条例」につきましては、共通事項と第5条で参照条文の訂正をしたほか、地方公営企業の設置に関する準則に基づき、第3条に組織を追加いたしました。これは、地方公営企業法の全部適用へ移行することによって、組織を条例で定めるという法律が、地方自治法第158条から地方公営企業法第14条へと変わります。

その地方公営企業法第14条の解釈では、組織の細部まで条例で定めなければならないという趣旨ではなく、組織の大綱的なもののみを規定すれば足りるとされております。

また、地方公営企業法で内部組織については、当該事業の業務内容、事務量などに応じていかに合理的・能率的なものにするかは企業長の権限であり、企業管理規程で定められるべきとされております。

参考に、すでに全部適用へ移行している近隣公立病院の青梅市立総合病院では市立病院、町田市民病院では町田市民病院、稲城市立病院では稲城市立病院としておりますので、当院でも「公立福生病院」といたしました。

そのほかの制度の内容は、変わりありません。

1 枚おめくりいただきまして次の 14 ページをお願いいたします。「福生病院組合看護師等奨学金貸付条例」につきましては、共通事項のみの改正となりまして、制度の内容は変わりありません。

次の 15 ページをお願いいたします。「福生病院組合職員互助会に関する条例」につきましても、共通事項のみの改正となりまして、制度の内容は変わりありません。

次の 16 ページをお願いいたします。「公立福生病院基本構想策定審議会条例」につきましては、共通事項と第 8 条の庶務の主管課を訂正したのみで、制度の内容は変わりありません。

次の 17 ページをお願いいたします。「福生病院組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」につきましては、共通事項のみの改正となりまして、制度の内容は変わりありません。

2 枚おめくりいただきまして 21 ページをお願いいたします。「公立福生病院使用条例」につきましては、第 2 条第 5 号及び同条第 4 項の条文中、法律の引用条項を変更したほか、共通事項のみの改正となりまして、制度の内容は変わりありません。

2 枚おめくりいただきまして 24 ページをお願いいたします。「福生病院組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」につきましては、題名のみの改正となります。

次の 25 ページをお願いします。「福生病院組合職員の再任用に関する条例」につきましては、共通事項のみの改正となりまして、制度の内容は変わりありません。

次の 26 ページをお願いいたします。「福生病院組合情報公開条例」につきましても、共通事項のみの改正となりまして、制度の内容は変わりありません。

1 枚おめくりいただきまして 29 ページをお願いいたします。「福生病院組合個人情報保護条例」につきましても、共通事項のみの改正となりまして、制度の内容は変わりありません。

3 枚おめくりいただきまして 34 ページをお願いいたします。「福生病院組合情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会条例」につきましても、共通事項のみの改正となりまして、制度の内容は変わりありません。

以上が、一部改正の条例の 20 件となります。

恐れ入りますが、議案に戻りまして、10 ページの第 21 条をお願いします。ここでは、廃止する条例の題名のみを記載しております。

まず、第 1 号の「福生病院組合組織条例」につきましては、先ほど福生病院組合病院事業の設置等に関する条例でご説明させていただきましたとおり、条例で大綱を定めるほか、企業管理規程で定めることとなるため廃止いたします。

第 2 号の「福生病院組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」と第 4 号の「福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例」と第 5 号の「福生病院組合職員の旅費に関する条例」につきましては、労働関係と給与につきまして、新たに地方公営企業法が適用されることによって、地方公務員法の一部が適用除外になること、また、条例から

企業管理規程へ置き換えることになるため廃止いたします。

戻りまして、第3号の「福生病院組合管理者等の給料等に関する条例」は、管理者から企業長へ変わることによって不要となるため廃止いたします。

第6号の「福生病院組合行政財産管理及び使用料条例」は、地方公営企業法を適用し、条例から企業管理規程に変更するため廃止するものでございます。

なお、これら廃止した条例の内容につきましては、現行の条例と規則等を合わせた形で企業管理規程を作成いたしますので、今までの条例や規則などと大きく変わる部分はありません。

以上で、議案第2号、福生病院組合を福生病院企業団にすることに伴う関係条例を整理する条例の細部説明とさせていただきます。

○議長（濱中俊男君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号、福生病院組合を福生病院企業団にすることに伴う関係条例を整理する条例の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号、福生病院組合を福生病院企業団にすることに伴う関係条例を整理する条例の件を採決いたします。

議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中俊男君） 次に、日程第6、議案第3号、福生病院企業団企業長の給与等に関する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由及び提案内容の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） それでは、議案第3号、福生病院企業団企業長の給与等に関する条例について説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法の全部適用へ移行することに伴い、新たに就任する企業長に対して支給する給与及び旅費について、条例を制定する必要があるため、本案を提出するものでございます。

細部につきましては、経営企画担当主幹から説明をさせますので、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（濱中俊男君） 経営企画担当主幹。

○経営企画担当主幹（市川仁史君） 議案第3号、福生病院企業団企業長の給与等に関する

る条例の細部につきまして、ご説明申し上げます。

議案の14ページをご覧いただきたいと存じます。

企業長につきましては、冒頭、管理者の挨拶にもございましたが、松山院長が任命される予定でございます。

なお、この企業長の任命につきましては、地方公営企業法第39条の2第3項の規定により、「企業団を組織する地方公共団体の長が共同して任命する」と定められておりますので、議会の議決は要しないものでございます。

それでは、条文につきまして説明をさせていただきます。

第1条につきましては、条例の目的でございます。

第2条につきましては、企業長へ支給する給与の種類については、給料と通勤手当と期末手当と定めております。

第3条第1項につきましては、企業長が医師以外の場合に支給する給料でございます。この月額774,000円につきましては、構成市町のうち当院の所在地であります福生市の副市長の給料と同額と定めております。

同条第2項につきましては、企業長が医師の場合に支給する給料でございます。その月額につきましては、既に地方公営企業法の全部適用へ移行している近隣の公立病院の給料を参考に、次のページの別表第1のとおり110万円から185万円までの10段階と定めております。

なお、この10段階の給料の1段階ごとの差につきましては、一般職の医師に適用される医療職給料表(一)の平均昇給率1.4%の4年分と定めたものでございます。

また、就任する企業長の給料の段階につきましては、近隣の全部適用の公立病院を参考に、医師としての経験年数や診療科などを考慮の上、決定していきたいと考えております。

第4条に戻りまして、通勤手当でございますが、一般の職員と同様に支給する旨を定めております。

第5条につきましては、期末手当でございます。支給する月数、支給率につきましては、当院の所在地である福生市と一般職の例により定めております。

第6条の旅費につきましては、一般職の院長と同額と定めております。

第7条の給与及び旅費の支給方法等につきましては、支給日などを一般職の例によることを定めております。

以上で、議案第3号、福生病院企業団企業長の給与等に関する条例の細部説明とさせていただきます。

○議長(濱中俊男君) 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。五十嵐議員。

○8番(五十嵐みさ君) 別に疑義を唱えるわけではございませんが、第3条の企業長の給料の額、福生市の副市長に合わせたということなんですけれども、ほかのところもこのような決め方をされているのか、それだけ教えていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（濱中俊男君） 経営企画担当主幹。

○経営企画担当主幹（市川仁史君） お答えいたします。

既に全部適用へ移行している近隣公立病院の給料の状況につきましてご説明させていただきますと、公立阿伎留医療センターでは、あきる野市の教育長と同じ、公立昭和病院、青梅市立総合病院、町田市民病院、稲城市立病院につきましては、構成市町の副市長と同じ給料として定めております。

以上でございます。

○8番（五十嵐みさ君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（濱中俊男君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号、福生病院企業団企業長の給与等に関する条例の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号、福生病院企業団企業長の給与等に関する条例の件を採決いたします。

議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中俊男君） 次に、日程第7、議案第4号、福生病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由及び提案内容の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） 議案第4号、福生病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例につきまして、説明申し上げます。

本案は、福生病院組合の病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴い、新たに条例を制定する必要があるため、提案するものでございます。

企業団職員の給与の種類及び基準につきましては、地方公営企業法第38条第4項において、条例で定めると規定されていることから、従来の給与の支給根拠であります「福生病院組合一般職の職員の給与に関する条例」につきましては、議案第2号において廃止し、今後は、本条例を給与に関する根拠条例としようとするものでございます。

細部につきましては、庶務課長から説明いたしますので、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（濱中俊男君） 庶務課長。

○庶務課長（小林章文君） 議案第4号、福生病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の細部につきまして、ご説明いたします。

議案資料の17ページをご覧ください。

本条例につきましては、従来の「福生病院組一般職の職員の給与に関する条例」を基本とし、地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、給与の種類及び基準に関して本条例に規定しようとするもので、その表現について一部変更している箇所はございますが、給与の種類及び基準の内容につきましては、基本的に大きな変更はございません。

なお、支給に関する詳細な部分につきましては、管理規程で定めるものであります。

それでは、1ページおめくりいただきまして、18ページをご覧ください。

第1条は目的を定めております。

第2条は給与の種類を定めるもので、第1項で給与の種類を給料及び手当と定め、第3項において、第1項に定める手当の種類について定めるものであります。

第3条は給料表について定めるもので、第1項は、職務の種類に応じた給料表の設定を、第2項は、職務の級ごとの号給に応じた給料月額の設定を、第3項では給与は国、地方公共団体、民間の給与等を考慮して定めなければならないとするものであります。

第4条は、職務の特殊性により調整額を定めることができることを定めるものであります。

第5条から第18条までは、第2条第3項に定める手当に関する基準について定めるもので、従来の一般職の職員の給与に関する条例の内容と大きな違いはございません。

次に、21ページになります。第19条は、管理職及び再任用職員の手当に関する適用除外について、第20条は、勤務しないときの給与の減額について、第21条は休職者の給与について、第22条は専従休職者の給与は支給しないことを、第23条は育児休業中の職員については、基準日前の勤務期間により期末手当及び勤勉手当を支給することができることを定めるものであります。

第24条は非常勤職員の給与について規定するもので、第1項は、会計年度任用職員の給与の種類を、給料及び手当と定め、第2項は、第1項に定める手当の種類について、第3項及び第4項は、その他の非常勤職員の給与について定めるもので、本条につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、新たに規定するものであります。

第25条は委任規定となります。

次に附則ですが、この条例は、令和2年4月1日から施行するもので、経過措置として、廃止前の福生病院組一般職の職員の給与に関する条例等によってなされた給与に関する決定等は、この条例の規定に基づきなされたものとみなすものであります。

以上で、議案第4号、福生病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例についての説明とさせていただきます。

○議長（濱中俊男君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号、福生病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱中俊男君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号、福生病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の件を採決いたします。

議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱中俊男君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長(濱中俊男君) 次に、日程第8、議案第5号、福生病院組合職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由及び提案内容の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者(加藤育男君) 議案第5号、福生病院組合職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、説明申し上げます。

本案は、福生病院組合の病院事業に地方公営企業法の全部を適用するため並びに地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴い、会計年度任用職員制度の導入に対応するため、提案するものでございます。

地方公営企業法の全部適用への移行に伴う改正の内容でございますが、題名を含め「福生病院組合」を「福生病院企業団」へ、「管理者」を「企業長」へ改正するものでございます。

会計年度任用職員制度の導入に伴う改正内容は、職員の定義について整理するものでございます。

細部につきましては、庶務課長から説明いたしますので、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(濱中俊男君) 庶務課長。

○庶務課長(小林章文君) 議案第5号、福生病院組合職員定数条例の一部を改正する条例の細部につきまして、ご説明いたします。

議案資料の35ページ、新旧対照表をご覧ください。

第1条の括弧書きですが、嘱託者及び臨時職員が、地方公務員法第22条の2第1項に定める会計年度任用職員へ移行することから規定を改めるもので、会計年度任用職員は定数に含めないため、職員から除くことを規定するものであります。

全部適用への移行に伴う改正内容につきましては、議案第2号、福生病院組合を福生病院企業団にすることに伴う関係条例を整理する条例において、共通事項として説明いたしました「福生病院組合」を「福生病院企業団」へ、「管理者」を「企業長」へ改めるなどの共通事項と同様であります。

最後に、附則ですが、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、福生病院組合職員定数条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（濱中俊男君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。五十嵐議員。

○8番（五十嵐みさ君） それでは、会計年度任用職員制度を導入するということなんですけれども、この人数なんですけれども、予算書に書いてある、13ページのところでよろしいでしょうか。人数と、それから、どのような職種の方が移行されるのか、教えていただければと思います。

○議長（濱中俊男君） 庶務課長。

○庶務課長（小林章文君） 人数は予算書に記載がございます。168人ということでございます。

その職種ですが、医師、歯科医師、医療技術者、看護職、事務職、福祉職、それから、看護補助者などの技能職というもので、専門的な方々につきまして、広く会計年度任用職員を採用しているところでございます。

○議長（濱中俊男君） 五十嵐議員。

○8番（五十嵐みさ君） ありがとうございます。

会計年度任用職員、これ1年ごとの更新で5年まで続けられるようなものであったかと思うんですけれども、この技能職とか、お医者さんですとか、看護師さんですとか、こういう方々は、その地位ですとか収入とかが不安定になるというような、そういうようなご不安とかはなかったでしょうか。

○議長（濱中俊男君） 庶務課長。

○庶務課長（小林章文君） 今回、この会計年度任用職員制度の導入にあたりまして、期末手当の支給ということが新たに加わってきますので、その面で言えば、予算でもおわかりになるかと思いますが、前年度よりも増えておりますので、そういったところはございません。

○8番（五十嵐みさ君） わかりました。

○議長（濱中俊男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第5号、福生病院組合職員定数条例の一部を改正する条例の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号、福生病院組合職員定数条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

議案第5号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱中俊男君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長(濱中俊男君) 次に、日程第9、議案第6号、福生病院組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由及び提案内容の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者(加藤育男君) それでは、議案第6号、福生病院組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明申し上げます。

本案は、福生病院組合の病院事業に地方公営企業法の全部を適用するため並びに地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴い、会計年度任用職員制度の導入に対応するため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、会計年度任用職員に係る読み替え及び文言を整理するほか、地方公営企業法の全部適用への移行に伴う共通事項でございます。

細部につきましては、庶務課長から説明をさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(濱中俊男君) 庶務課長。

○庶務課長(小林章文君) 議案第6号、福生病院組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の細部につきまして、ご説明いたします。

議案資料の37ページ、新旧対照表をご覧ください。

最初に、第1条ですが、引用している地方公務員法を整理するものであります。

第4条は、休職の期間について定めているもので、第1項で、休職期間は3年を超えない範囲内と定めておりますが、休職の期間が3年に満たない場合に、3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる規定を後段に定め、休職期間について整理するものであります。

第4条第2項につきましては、会計年度任用職員についての規定で、会計年度任用職員の任期は、地方公務員法第22条の2第2項に基づき、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間内の範囲内で定めると規定されていることから、第4条第1項に規定されている年数について、読み替えを定めようとするものであります。

そのほかにつきましては、全部適用への移行に伴う共通事項であります。

最後に、附則ですが、この条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、福生病院組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長(濱中俊男君) 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中俊男君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第6号、福生病院組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号、福生病院組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

議案第6号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中俊男君） 次に、日程第10、議案第7号、福生病院組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由及び提案内容の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） 議案第7号、福生病院組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明申し上げます。

本案は、福生病院組合の病院事業に地方公営企業法の全部を適用するため並びに地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴い、会計年度任用職員制度の導入に対応するため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、会計年度任用職員が育児休業を取得することができることとなるにあたっての条文を追加するほか、地方公営企業法の全部適用への移行に伴う共通事項でございます。

細部につきましては、庶務課長から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（濱中俊男君） 庶務課長。

○庶務課長（小林章文君） 議案第7号、福生病院組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の細部につきまして、ご説明いたします。

議案資料の39ページ、新旧対照表をご覧ください。

最初に、第1条ですが、本条例の根拠となる「地方公務員の育児休業等に関する法律」の条項を明確に定め、整理しようとするものであります。

次に、第2条ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律において、育児休業をすることができない非常勤職員を規定することとなっておりますが、わかりやすさの観点から、育児休業をすることができる非常勤職員を第1号アからエに規定し、それらに当てはまらない非常勤職員が育児休業をすることができない非常勤職員として規定しております。

育児休業をすることができる非常勤職員は、アにおいて、（ア）から（ウ）までに該

当する者で、引き続き在職した期間が1年以上の非常勤職員、子が1歳6か月に達する日までに、その任期が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない非常勤職員、勤務日数を考慮して企業長が定める要件を満たす非常勤職員としております。

イにおいては、子が1歳を超えても育児休業が必要と認められる一定の場合に、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業をする非常勤職員としております。

ウにおいては、1歳6か月を超えても育児休業が必要と認められる一定の場合に、子が2歳に達するまでの間、育児休業をする非常勤職員としております。

エにおいては、任期の末日に育児休業をしている非常勤職員で、引き続き任用されることに伴い、引き続き育児休業をしようとする非常勤職員としております。

なお、改正前の第1号及び第2号は、それぞれ1号繰り下げるものであります。

次に、第2条の3ですが、育児休業法第2条第1項に基づき、育児休業をいつまで取得することができるかを規定するもので、第1号は、原則として子が1歳に達する日まで育児休業をすることができるようにするものです。

第2号、第3号及び第2条の4において、一定の要件を満たす場合は例外として、1歳2か月、1歳6か月または2歳に達する日まで育児休業を取得することができるようにするものです。

第2号は、配偶者が、子の1歳到達日以前のいずれかの日において育児休業をしている場合は、子が1歳2か月に達するまで育児休業をすることができるものとしております。これは、非常勤職員とその配偶者が交替で育児休業をする場合に、子が1歳2か月に達するまで取得することができるもので、1人が取得できる育児休業期間は、最長1年間となります。

ただし、既に育児休業や妊娠出産休暇等を取得していた場合、その期間は1年間から差し引かれます。

第3号は、子が1歳を超えても育児休業が必要と認められるア、イいずれにも該当する場合には、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業をすることができるものとしております。

アでは、非常勤職員又はその配偶者が子の1歳到達日に育児休業している場合、イでは、職員と同様で第4条に規定する、配偶者の負傷・疾病による入院、配偶者と別居、保育所への入所が出来ない場合としており、これらに該当する場合に、特別な事情として認めるものであります。

次に、第2条の4ですが、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合を規定するもので、子が1歳6か月を超えても育児休業が必要と認められる第1号、第2号いずれにも該当する場合には、子が2歳に達するまでの間、育児休業をすることができるものとしております。

第1号では、非常勤職員またはその配偶者が子の1歳6か月に到達日に育児休業している場合、第2号では、先ほどの第2条の3と同様、第4条に規定する配偶者の負傷・疾病による入院、配偶者と別居、保育所への入所が出来ない場合としており、これらに該当する場合に、特別な事情として認めるものであります。

次に、第3条ですが、育児休業法第2条第1項ただし書に基づくもので、文言を整理するもののほか、育児休業の取得は、条例で定める特別の事情がある場合を除き、1人の子について1回に限られており、再度の育児休業を認める事情を定めているもので、第7号は、1歳6か月まで、または2歳まで休業をする場合には、改めて育児休業の申し出が必要になることに対応し、追加するものです。

第8号は、任期満了後に引き続き、再度任用される場合で、引き続き育児休業をする必要がある場合に対応し、追加するものです。

次に、第6条ですが、育児休業をしている職員の期末手当に関しましては、給与に関する規程で定めますので削除し、新たに部分休業をすることができない職員を追加するもので、引き続き在職した期間が1年以上で、勤務日数及び勤務時間を考慮して企業長が定める要件を満たす非常勤職員以外は、部分休業ができないものとしております。

次に、第7条ですが、部分休業の承認に当たって、第1項では、非常勤職員の定められた勤務時間を規定し、第2項では、非常勤職員について定められた1日当たりの勤務時間から6時間を減じた時間を超えない範囲内で承認することを定めるものです。

次に、第8条ですが、部分休業をしている職員の給与の取扱いを規定するもので、第1項の職員には、再任用短時間職員を含むものとし、第2項に、職員と同様、非常勤職員についても勤務しない時間数に応じて給与を減額することを追加するものです。

以上が、会計年度任用職員の導入に伴う改正内容でございまして、組織市町におきましては、既に12月議会におきまして同様の改正がなされております。そのほかの部分につきましては、全部適用への移行に伴う共通事項であります。

最後に、附則ですが、この条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、福生病院組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（濱中俊男君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第7号、福生病院組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号、福生病院組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

議案第7号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。

なお、再開は午後 3 時 50 分からといたします。

午後 3 時 4 0 分 休憩

午後 3 時 5 1 分 再開

○議長（濱中俊男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

会議時間の延長について申し上げます。

福生病院組合議会会議規則第 8 条の規定により、会議時間は午後 5 時までとなっておりますが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

次に、日程第 11、議案第 8 号、福生病院組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由及び提案内容の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） それでは、議案第 8 号、福生病院組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、福生病院組合の病院事業に地方公営企業法の全部を適用するため並びに地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴い、会計年度任用職員制度の導入に対応するため提案するものでございます。

改正の内容でございますが、人事行政の運営等の状況の公表の対象となる職員について、会計年度任用職員に関し規定するものでございます。

また、地方公営企業法の全部適用への移行に伴い、公平委員会の共同設置団体から脱退する必要があることから、公平委員会に関し規定している条を削るほか、全部適用への移行に伴う共通事項でございます。

細部につきましては、庶務課長から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（濱中俊男君） 庶務課長。

○庶務課長（小林章文君） 議案第 8 号、福生病院組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の細部につきまして、ご説明いたします。

議案資料の 45 ページ、新旧対照表をご覧ください。

最初に、第 2 条ですが任命権者から管理者への報告は、同一人物であることから削るものであります。

第 3 条は、会計年度任用職員のうち、フルタイムの会計年度任用職員につきましては、職員に含まれ、公表の対象となることを規定するものであります。

第 4 条から第 6 条までは、全部適用への移行に伴い、公平委員会の共同設置団体から脱退する必要があることから、公平委員会に関し規定している条を削るものであります。

これは、地方公営企業法第 39 条において、公平委員会の設置について規定している地方公務員法第 5 条については、企業職員には適用しないとされていることから、公平委員会の共同設置団体から脱退するもので、今後、職員の苦情相談などで企業団と職員と

の話し合いで解決しない場合は、東京都労働相談情報センターが相談に応じ、解決への協力をしていただけることとなります。

そのほかにつきましては、全部適用への移行に伴う共通事項であります。

最後に、附則ですが、この条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、福生病院組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（濱中俊男君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。五十嵐議員。

○8番（五十嵐みさ君） 今、公平委員会から脱退されることで、都の労働相談情報センターに相談が移るといことなんですけども、これももう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（濱中俊男君） 庶務課長。

○庶務課長（小林章文君） 東京都労働相談情報センターにつきましては、東京都産業労働局の出先機関となっております。こちらにつきましては、それぞれ事務所で働く方の相談などを行っているというところがございます。労働問題全般についての相談ですとか、あるいはハラスメントなどについての相談を受けているところがございます。東京都内に六つの事業所がありまして、福生といたしましては、国分寺が対応する事務所となっております。以上です。

○8番（五十嵐みさ君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（濱中俊男君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第8号、福生病院組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号、福生病院組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

議案第8号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中俊男君） 次に、日程第12、議案第9号、福生病院組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由及び提案内容の説明を求めます。加

藤管理者。

○**管理者（加藤育男君）** 議案第9号、福生病院組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明申し上げます。

本案は、福生病院組合の病院事業に地方公営企業法の全部を適用するため並びに地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴い、会計年度任用職員制度の導入に対応するため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、本条例により報酬を規定している非常勤職員が、会計年度任用職員へ移行するため、条例及び別表を整理するほか、全部適用への移行に伴う共通事項でございます。

細部につきましては、庶務課長から説明いたしますので、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○**議長（濱中俊男君）** 庶務課長。

○**庶務課長（小林章文君）** 議案第9号、福生病院組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の細部につきまして、ご説明いたします。

議案資料の47ページ、新旧対照表をご覧ください。

最初に、第2条ですが、報酬について規定しているもので、会計年度任用職員へ移行しない非常勤の職員としましては、委員会や審議会等の委員となり、日額のみの設定となることから、第1項及び第4項の規定を整理し、第5項につきましては削るものであります。

第2項は、本条例により報酬を規定している非常勤職員が会計年度任用職員へ移行するため削るもので、第3項以降を繰り上げるものであります。

次のページをご覧ください。

別表第1ですが、医療業務に従事する職員及び看護補助者などのその他非常勤特別職は、会計年度任用職員へ移行するため削るもので、研修管理委員会委員につきましては、その他非常勤特別職に従来含まれていましたが、今回整理して明確にしたものであります。

改正後のその他の非常勤特別職としましては、事故調査委員会の外部委員を想定しております。この委員会は定例的なものではなく事故があった場合に開催するもので、事故の内容、状況によって外部委員を招聘するものです。

この委員会は、余り開催ケースはありませんが、過去には2時間程度の開催で3万5,000円の支払い実績があることから、2時間3万5,000円を基準とし、重大な事故があった場合に、会議が長時間にわたることなどを考慮する中で、最長6時間を想定し、10万5,000円以内で企業長が定めるとするものであります。

次のページの別表第2になりますが、医療業務に従事する職員及び看護補助者などのその他非常勤特別職は、会計年度任用職員へ移行するため削るもので、非常勤特別職としましては、委員会等の委員を想定していることから、費用弁償について整理したものであります。

そのほかは、全部適用への移行に伴う共通事項であります。

最後に、附則ですが、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、福生病院組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（濱中俊男君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。浜中議員。

○6番（浜中 順君） 確認ですけれども、その他の非常勤特別職というのは審議委員会の委員長と理解していいんですか。その他の特別職の具体的な例というのは、どういう職務を言うんですか。具体的にちょっと教えていただければと思います。

○議長（濱中俊男君） 庶務課長。

○庶務課長（小林章文君） 改正後のその他の非常勤特別職の職種ということでよろしいでしょうか。こちらには、事故調査委員会の招聘委員ということで、事故が起こった際には、専門の医師ですとかそういった方を招聘しますので、医師に対する報酬ということになります。

○6番（浜中 順君） ありがとうございました。

○議長（濱中俊男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第9号、福生病院組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号、福生病院組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

議案第9号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中俊男君） 次に、日程第13、議案第10号、令和2年度福生病院企業団病院事業会計予算及び日程第14、議案第11号、令和2年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金についての2件につきましては、関連がございますので一括での議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、日程第13、議案第10号、令和2年度福生病院企業団病院事業会計予算及び日程第14、議案第11号、令和2年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金についての2件を一括での議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由及び提案内容の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） それでは、ただいま一括議題となりました議案第10号、令和2年度福生病院企業団病院事業会計予算並びに議案第11号、令和2年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金につきまして、ご説明を申し上げます。

最初に、議案第10号、令和2年度福生病院企業団病院事業会計予算でございますが、収益的収支につきましては、90億3,673万4,000円と、令和元年度当初予算と比較して1億2,291万1,000円減少しております。また、病院建替時に購入した医療機器等について、医療機器等更新計画に基づき、計画的な更新を実行していく予算といたしました。

続きまして、議案第11号、令和2年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金についてでございますが、令和元年度よりも463万円の減額となり、福生病院企業団構成市町負担金の総額は10億9,695万8,000円といたしました。

細部につきましては、経理課長から説明をさせますので、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） ご説明いたします。

まず、令和2年度福生病院企業団病院事業会計予算につきまして説明をいたします。

なお、地方公営企業法の全部を適用する関係から、あらかじめ企業団名での予算としております。

それでは、別添の予算書の1ページをご覧ください。議案資料等とは別刷りになっております。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量でございます。こちらは、当院の活動の基本的目標となるもので、経営目標の設定という意味を持つものでございます。

病床数は、316床で変更はございません。年間延べ入院患者数は、9万1,980人、令和元年度比4,644人、率にして4.8%の減を見込んでおります。平成30年度実績と、新たな令和2年度の当院の事業展開から算出してしております。一般急性期病棟では78.6%、地域包括ケア病棟では86.7%の稼働率を目指しております。

年間延べ外来患者数は17万4,474人、令和元年度比7,510人、率にして4.1%の減を見込んでおります。減少要因といたしましては、平成30年度等の実績及び地域医療連携の推進に伴い逆紹介を進めていくことによるものでございます。

1日平均入院患者数は252人、令和元年度比12人、率にして4.5%の減を見込んでおります。1日平均外来患者数は718人、令和元年度比34人、率にして4.5%の減を見込んでおります。

主要な建設改良事業は、医療機器等の購入にかかるものが3億2,843万2,000円、車両購入が400万円でございます。車両につきましては、DMAT隊員の使用及び当院が災害拠点病院に指定されていることから、災害時における軽症患者の災害拠点連携病院

等への搬送なども考慮し、ミニバンタイプの乗用車の購入を計画しております。

第3条は、収益的収入及び支出でございます。

第1款、病院事業収益は90億3,673万4,000円、令和元年度比1億2,291万1,000円の減を見込んでおります。

内訳といたしまして、第1項、医業収益は75億3,978万円、令和元年度比8,220万8,000円の減を見込んでおります。

医業収益の内訳は、本予算書の25ページに記載しておりますので、25ページをお開きください。

入院収益は49億2,695万9,000円、令和元年度比1,592万9,000円の減を見込んでおります。一般病床は7万7,745人の年間延べ入院患者を見込んでおり、令和元年度比4,971人の減でございます。また、包括ケア病棟の年間延べ患者数は1万4,235人を見込んでおり、令和元年度比327人の増を見込んでおります。

令和2年度の入院収益につきましては、実績等を考慮しまして、また、令和2年度の各診療科の1日平均患者数目標等に基づき算出しております。患者数は減少いたしますが、看護補助体制加算の区分引き上げや患者サポート体制充実加算などの新規加算取得を目指すことにより、患者1人1日平均診療費が令和元年度よりも約3,000円増加し5万7,430円と見込むため、収益的には大きな減少とはならないと見込んでおります。また、令和2年度も引き続き寄附講座を実施し、令和元年度同様に内科医を確保し、救急患者や手術などの増加を目指してまいります。

なお、寄附講座は、大学の研究機関との連携により、当院における医療連携システムの構築などの研究等に当院で取り組むことにより、医師の確保と診療科の充実を図るものでございます。

また、包括ケア病棟の患者数が増加する原因は、内科及び整形外科における1日平均患者数の増を見込むものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

続きまして、第2項、医業外収益は14億9,523万円、令和元年度比4,074万円の減を見込んでおります。医業外収益の減は、都補助金や他会計補助金などの減を見込むものでございます。

第3項、特別利益は、172万4,000円、令和元年度比3万7,000円の増を見込んでおります。

続きまして、支出でございますが、第1款、病院事業費用は、90億3,673万4,000円、令和元年度比1億2,291万1,000円の減を見込んでおります。

内訳といたしまして、第1項、企業団管理費は、2,931万4,000円、令和元年度比2,673万7,000円の増を見込んでおります。こちらは、令和2年4月1日から地方公営企業法の全部を適用し、福生病院組合から福生病院企業団になることから、組合管理費を企業団管理費に変更するとともに、企業長の給与関係を組み込んでいることに伴い大幅な増加となっております。

第2項、医業費用は、87億349万7,000円、令和元年度比1億3,281万9,000円の減

を見込んでおります。医業費用の減は、給与費及び材料費の減が主な要因でございます。

第3項、医業外費用は、2億9,231万円、令和元年度比1,682万9,000円の減を見込んでおります。医業外費用の減は、企業債の支払利息及び雑損失などの減が主な要因でございます。

第4項、特別損失は、令和元年度と同額の161万3,000円でございます。

第5項、予備費は、先ほどと同様に同額の1,000万円でございます。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。

第1款、資本的収入は、7億732万2,000円、令和元年度比2,698万4,000円の減を見込んでおります。

内訳といたしまして、第1項、企業債は、2億9,740万円、令和元年度比6,290万円の減を見込んでおります。

第2項、他会計補助金は、1億6,058万8,000円、令和元年度比312万8,000円の増を見込んでおります。

第3項、都補助金は、8,008万8,000円、令和元年度比3,201万円の増を見込んでおります。こちらの増額の要因は、NBC災害・テロ対策設備整備費補助事業に該当する見込みとなり、計上したことによるものでございます。

第4項、他会計負担金は、1億6,901万9,000円、令和元年度比332万7,000円の増を見込んでおります。

第5項、固定資産売却収入は、令和元年度と同額の1,000円で科目存置でございます。

第6項、その他投資返還金は、22万6,000円、令和元年度比9万9,000円の増を見込んでおります。

続きまして、支出でございますが、第1款、資本的支出は、11億2,674万円、令和元年度比2,766万円の増を見込んでおります。

内訳といたしまして、第1項、建設改良費は、3億3,243万2,000円、令和元年度比2,786万8,000円の減を見込んでおります。なお、こちらには、先ほどの都補助金で説明いたしましたNBC災害・テロ対策設備整備として、線量測定器、化学防護服や防毒マスクなどの防護用品及び除染設備の費用で3,100万円、並びに第2条の業務の予定量で説明いたしました、DMAT隊員の活動用の車両購入費用の400万円が含まれております。医療機器等としましては、X線コンピューター画像撮影装置一式の約1億2,000万円などがございます。そのほかの医療機器としましては、眼科のコンステレーションビジョンシステム、臨床検査技術科の血液培養自動分析装置などございます。

第2項、企業債償還金は、7億9,323万1,000円、令和元年度比5,576万5,000円の増を見込んでおります。

第3項、その他投資は、107万7,000円、令和元年度比23万7,000円の減を見込んでおります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額4億1,941万8,000円は、損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。

第5条は、企業債でございます。限度額を2億9,740万円とし、利率は年4%以内と

するものでございます。

第6条は、一時借入金でございます。限度額を10億円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。各項の流用をすることができる場合は、企業団管理費、医業費用及び医業外費用と定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

給与費及び交際費は、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないと定めるものでございます。金額につきましては、記載のとおりでございます。

第9条は、他会計からの補助金でございます。収益的支出に対する補てんのため、構成市町からのこの会計へ補助を受ける金額は、1億199万9,000円と定めるものでございます。

第10条は、棚卸資産購入限度額でございます。購入限度額を11億円と定めるものでございます。なお、前年度より1億円減額してございます。実績等を考慮し減額しております。

第11条は、重要な資産の取得でございます。先ほどもご説明したとおり、X線コンピューター画像撮影装置の一式でございます。

ここまでの、議会の議決をいただくもので、以降は説明書になりますので、説明を省略させていただきますが、先ほど説明をいたしました会計年度任用職員に関する費用につきまして、若干ですが、説明をさせていただきます。

本制度は、令和2年4月1日から施行されることから、条例の一部改正が議決される前ではございますが、会計年度任用職員に対する的確な予算執行のために、予算にはあらかじめ計上させていただきました。この点につきましては、ご容赦いただければと思います。

具体的な金額や人数につきましては、先ほどの議案説明の中でも話が出ましたので、そちらの内容ということでご理解いただければと思います。ちなみにページ数としましては29ページのほうに記載がございまして、こちらに金額のほうがございまして、こちらを見ていただければと思います。

これで会計年度任用職員の予算上の説明を終了させていただきます。

以上で、令和2年度福生病院企業団病院事業会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、令和2年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金につきまして、説明をいたします。

続きまして、議案書の続きの37ページになります。こちらにつきましても、地方公営企業法の全部適用の関係から、あらかじめ企業団名での負担金とさせていただきます。

次のページをご覧ください。

負担金の総額は、10億9,695万8,000円でございます。

内訳といたしまして、福生市は、負担金が3億7,635万円、補助金が1億1,961万9,000円、合計4億9,596万9,000円でございます。羽村市は、負担金が2億7,429万3,000

円、補助金が 8,617 万 6,000 円、合計 3 億 6,046 万 9,000 円でございます。瑞穂町は、負担金が 1 億 8,372 万 8,000 円、補助金が 5,679 万 2,000 円、合計 2 億 4,052 万円でございます。

続きまして、議案資料の 51 ページをご覧ください。対令和元年度比較でございますが、全体で 463 万円の減となっております。減額の要因としましては、共済組合への追加費用負担率の減少及び償還利息の減少によるものでございます。

続きまして、各構成市町の対令和元年度比較でございますが、福生市は、負担金が 1,099 万 6,000 円の減、補助金が 786 万 8,000 円の減、合計で 1,886 万 4,000 円の減でございます。羽村市は、負担金が 714 万 1,000 円の増、補助金が 285 万 4,000 円の増、合計で 999 万 5,000 円の増でございます。瑞穂町は、負担金が 374 万 3,000 円の増、補助金が 49 万 6,000 円の増、合計で 423 万 9,000 円の増でございます。

福生市のみが減額となっておりますのは、直近 3 カ年の患者数割合が低くなったことが要因でございます。

運営負担金の負担金部分は、企業債元利償還金の償還利息の減少に伴い減額、補助金部分は、病院事業会計に係る共済追加費用の負担率の減少に伴い減額してございますが、患者数割合の変化に伴い負担割合が、令和元年度比で、福生市は 0.9 ポイント減少し、羽村市及び瑞穂町はそれぞれ 0.5 ポイント、0.4 ポイント増加することから、福生市は減額、羽村市及び瑞穂町は増額となっております。

また、建設負担金に関しましては、3 年ごとに患者数割合を改定することが、平成 29 年 3 月 22 日に決定いたしました福生病院組合に対する組織市町の負担金の算出基準に定められており、令和 2 年度がちょうどその年度になります。建設負担金の総額は、当分の間、同額で推移いたしますが、患者数割合の変化に伴い負担割合が、令和元年度比で、福生市は 2.5 ポイント減少し、羽村市及び瑞穂町はそれぞれ 1.9 ポイント、0.6 ポイント増加することから、福生市は減額、羽村市及び瑞穂町は増額となっております。

以上で、令和 2 年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金についての説明といたします。

○議長（濱中俊男君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。4 番西川議員。

○4 番（西川美佐保君） まず、予算書なんですけれども、予算書 27 ページの医業外収益の中の説明に書いてあります自動販売機手数料 140 万 4,000 円ということでしたけれども、この手数料というのはどのような方法で、何台分を見込んでおられるのか、お伺いをいたします。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） お答えいたします。

自動販売機のほうにつきましては、合計で 13 台設置をしております。こちらの手数料につきましては、場所代というところで取らせていただいております。

それとあと、売り上げの手数料ということで、缶、ペットボトル、あとパック飲料等いろいろございますので、それぞれに応じた率を設置する業者のほうから負担率を出し

ていただき、それで納めていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 西川議員。

○4番（西川美佐保君） ありがとうございます。

売り上げのパーセントでいただいているということだと思いうんですけれども、羽村市でも、10年近く前なんですけれども、当初は面積に対して場所貸しということで羽村市ではいただいていた、それを10年ほど前に場所貸しではなくて売り上げの何%、それから、入札制度というのを導入しまして、それによりまして、売り上げが数万円だったものが本当に100万円単位で上がったんです。こういった入札制度を導入すれば、売り上げが伸びるのではないかと思います、それに関していかがでしょうか。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） お答えいたします。

入札制度自体は、ちょっとこちらには適用はしてございません。

こちらにつきまして、行政財産使用許可ということで、単年度の使用許可を与えて業者に行っていたいただいているものでございます。

ただ、ここ数年、同じ業者のほうで設置をしているというところがございますし、さらなる収入の増を考えまして、いろいろな手法を考えてプロポーザル方式等を考慮しまして、今後進めていきたいということは考えているところでございます。以上です。

○議長（濱中俊男君） 西川議員。

○4番（西川美佐保君） ぜひよろしく願いいたします。

羽村市でも、現在、21台の自販機が公共施設にあるんですけれども、平成30年度決算で700万円近く売り上げがありますので、ぜひ導入していただきたいと思います。

それから、羽村市では、災害用に対応できるような自販機も設置をしているわけなんですけれども、それとか、またJOCオリンピックの支援自販機なども置いてあります。そういった災害時等に対応できるような自販機等の導入の考えについてはいかがでしょうか。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） お答えいたします。

災害用の自動販売機というということで、停電時等に無償で自動販売機の中の飲料を提供しますということで、ある業者からの提案はいただいておりますので、全体的な見直しも含めましてそういう事業展開等、プロポーザルという形で実施ができていければということで、今、計画を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） ほかに質疑ありませんか。五十嵐議員。

○8番（五十嵐みさ君） ページ、35ページの資本的収入及び支出の部分の都補助金の部分です。

先ほど質問の中で出てまいりましたNBC災害テロ対策整備事業補助、10分の10の補助だということで、先ほどご購入される部分について防護服ですとか、防塵マスクとか

そういうものの説明がございましたが、それぞれ数量と金額を教えてください。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） お答えいたします。

表面の汚染の測定器とか洗浄測定器というところで 200 万円程度、それから、化学防護服、防毒マスク等の防護用品で大体 1,400 万円程度、除染設備で 1,500 万円程度と考えております。

数量につきましては、いろいろございますが、ガンマ線の測定のものでしたら 2 セット、ポケット線量計のほうは 20 セットを考えてございます。また、防護服のほうは 70 着、ベストのほうは 30 着といろいろと購入予定で考えてございます。

あと、除染設備のほうとしましては、リフトテント等が 1 式と、あと組み立て式の水槽とかそういうものを購入することと、あと除染シャワーとかそういうものを一式という形で購入予定で計画をしております。

また、ほかにもいろいろと細かいものはございますが、主だったものということでの説明とご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 五十嵐議員。

○8 番（五十嵐みさ君） DMAT 対応の車でしたっけ、これは何になるんですか。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） お答えいたします。

DMAT 隊員用のミニバンタイプのワンボックスカーでございますが、こちらは 1 台の購入予定で、今のところ、ハイブリットタイプを購入しようと考えてございます。

ただ、DMAT ということもございまして、四輪駆動車ということも出てきますが、ちょっとその辺は、今のところハイブリットということで環境にも配慮したもので購入したいと考えております。

以上でございます。

○8 番（五十嵐みさ君） 金額は。

○経理課長（大澤達哉君） 金額は、予定価格としまして 400 万円を見込んで 1 台ということでございます。以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 村山議員。

○3 番（村山正利君） 2 点ほどお伺いいたします。

一つは、11 月に病院改革プランを事務長の名前で私どもに届けていただいたんですが、これは平成 30 年度の数値目標というふうにとということで、かなり自己評価の中では厳しい数値が、C が載っております。今回、大きな話の視点で 1 点お伺いしたいんですが、この C 評価が多いこと、平成 30 年に多かったこと、また平成 31 年も分析されておりますが、この目標設定とか予算反映について、どのような点で留意されたか、これが大きな話の 1 点。

2 点目は、29 ページの、今回いろいろ出ております会計年度任用職員の関係で、医師 79 名、看護師が 89 名で 168 名、この内訳としてフルタイムとパートタイムの内訳を教え

ていただくというものが一つと、もう一つ枝葉として、昨年のこの任用制度が始まる前の予算とどのぐらい、いわゆる差額負担があるのかと、その辺をお示しいただきたいと思います。

○議長（濱中俊男君） 経営企画担当主幹。

○経営企画担当主幹（市川仁史君） ご質問の1点目、改革プランのC評価につきましてご回答させていただきます。

改革プランでC評価になりました要因につきましては、例えば、人員の不足、病床稼働率の低下、あとは紹介率の低下等、さまざまございまして、直接予算にかかわるものもありますが、ないものも多くあります。予算につきましては、今年度の予定といたしまして新たに設定したもので、改革プランは反映されていません。以上です。

○議長（濱中俊男君） 庶務課長。

○庶務課長（小林章文君） それでは、会計年度任用職員のフルタイム、パートタイムの内訳でございますが、令和2年度につきましては、全てパートタイム会計年度任用職員を考えております。

それから、平成31年度と令和2年度の予算の差でございますが、会計年度任用職員に係る部分につきましては、1,200万円ほど増額となっております。以上です。

○議長（濱中俊男君） よろしいですか。ほかに。西川議員。

○4番（西川美佐保君） 負担金です。先ほどの構成市町負担金に関してなんですけれども、福生市のほうで1,880万円減っていて、羽村市は負担金が1,000万円増えているわけなんですけれども、具体的には患者さんの人数の増減によるのが大きいのかなというふうに思うんですけれども、ちょっと具体的な人数がもしわかればお願いいたします。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） お答えいたします。

建設負担金のほうにつきまして、福生市のほうが平均で9万1,220人、羽村市が6万2,723人、瑞穂町が3万7,455人でございます。以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 今、西川議員が増減について聞いていると思うんですが、前年度から何人増えているとか、そういう答弁はありますか。経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） 平成30年度と29年度の比較ということでございますと、福生市につきましては、入院外来総計が平成29年度が8万9,842人、30年度が8万5,644人ですので、4,000人程度減少してございます。羽村市につきましては、同様に合計としまして平成29年度が6万4,746人、30年度が6万967人でございます。差としましては、3,800人ほどの減ということでございます。瑞穂町につきましては、平成29年度が3万6,625人で、30年度が3万6,158人で、およそ500人程度の減ということでございます。

なお、こちらにつきましては、平成30年度の決算書の38ページに記載をさせていただきます。以上でございます。

○議長（濱中俊男君） ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） これをもって質疑を終了いたします。

これより、日程第 13、議案第 10 号、令和 2 年度福生病院企業団病院事業会計予算及び日程第 14、議案第 11 号、令和 2 年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金についての討論に入りますが、通告がございません。ほかに討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱中俊男君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。

これより、まず、議案第 10 号、令和 2 年度福生病院企業団病院事業会計予算の件を採決いたします。

議案第 10 号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱中俊男君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長(濱中俊男君) 次に、議案第 11 号、令和 2 年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金についての件を採決いたします。

議案第 11 号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱中俊男君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長(濱中俊男君) 次に、日程第 15、議案第 12 号、東京都市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由及び提案内容の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者(加藤育男君) 議案第 12 号、東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について、説明申し上げます。

本案は、福生病院組合の病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴い、令和 2 年 4 月 1 日をもって「福生病院組合」から「福生病院企業団」へ名称変更することから、東京都市町村職員退職手当組合規約を変更することについて、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容でございますが、議案資料の 53 ページ、新旧対照表のとおり、別表第 1 の一番最後及び別表第 2 の第 1 区が一番最後にあります「福生病院組合」を「福生病院企業団」へ改めるものでございます。

なお、退職手当組合においては、全ての構成団体での議決を経てから、東京都へ申請し許可を得る必要があることから、施行期日に関しましては、附則において、東京都知事の許可のあった日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用としているものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(濱中俊男君) 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱中俊男君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第12号、東京都市町村職員退職手当組合理約の変更についての討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱中俊男君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第12号、東京都市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を採決いたします。

議案第12号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱中俊男君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長(濱中俊男君) 次に、日程第16、議案第13号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由及び提案内容の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者(加藤育男君) 議案第13号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について説明を申し上げます。

本案は、議案第12号と同様、福生病院組合の病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴い、令和2年4月1日をもって「福生病院組合」から「福生病院企業団」へ名称変更することから、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めます。

改正の内容でございますが、議案資料の55ページ、新旧対照表のとおり、別表第1の下から2行目及び別表第2の第1区が一番最後にあります「福生病院組合」を「福生病院企業団」へ改めるものでございます。

施行期日に関しましても、議案第12号と同様、附則において、東京都知事の許可のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用するとしているものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(濱中俊男君) 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱中俊男君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第13号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱中俊男君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 13 号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を採決いたします。

議案第 13 号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱中俊男君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長(濱中俊男君) 次に、日程第 17、議案第 14 号、東京都市町村公平委員会の共同設置団体からの脱退についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由及び提案内容の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者(加藤育男君) 議案第 14 号、東京都市町村公平委員会の共同設置団体からの脱退について説明申し上げます。

本案は、福生病院組合の病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴い、令和 2 年 3 月 31 日をもって、東京都市町村公平委員会の共同設置団体から脱退する必要があることから、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項の規定により準用する、同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

先ほど、議案第 8 号において触れさせていただきましたが、地方公営企業法第 39 条において、公平委員会の設置については適用除外とされていることから、公平委員会の共同設置団体から脱退するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(濱中俊男君) 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱中俊男君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第 14 号東京都市町村公平委員会の共同設置団体からの脱退についての討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱中俊男君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 14 号、東京都市町村公平委員会の共同設置団体からの脱退についての件を採決いたします。

議案第 14 号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱中俊男君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長(濱中俊男君) 次に、日程第 18、議員提出議案第 1 号、福生病院組合議会会議規

則の一部を改正する規則を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由及び提案内容の説明を求めます。小澤芳輝議員。

○9番（小澤芳輝君） 議員提出議案第1号、福生病院組合議会会議規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

本案は、福生病院組合の病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴い、福生病院組合議会会議規則の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

なお、本提案につきましては、議会運営にかかわることでございますので、議員提案となった次第でございます。ご了承をお願いします。

このため、福生病院組合議会会議規則第13条の規定により、福生病院組合議会議長に対し、提出者として私、小澤と、賛成者として、西川美佐保議員並びに山崎栄議員の連名によりまして、この案を提出いたします。

改正の内容でございますが、規則の内容自体を改正するものではなく、地方公営企業法の全部を適用することにより「組合」から「企業団」へ変更することに伴う文言の修正となります。

それでは、議案資料の57ページ、新旧対照表をご覧ください。

まず題名でございます。「福生病院組合議会会議規則」を「福生病院企業団議会会議規則」へ改めるものでございます。

次に、第52条第1項中「組合」を「福生病院企業団」へ改めるものでございます。

次に、第71条第2項中の「管理者」を「福生病院企業団企業長」へ改めるものでございます。

最後に附則でございますが、この規則は、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上をもちまして、議員提出議案第1号、福生病院組合議会会議規則の一部を改正する規則の説明といたします。よろしくご審議を賜りまして、原案のとおり決定いただくことをお願い申し上げます。

○議長（濱中俊男君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、議員提出議案第1号、福生病院組合議会会議規則の一部を改正する規則の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議員提出議案第1号、福生病院組合議会会議規則の一部を改正する規則の件を採決いたします。

議員提出議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中俊男君） 次に、日程第 19、諸報告を行います。

諸報告 1、福生病院組合規約の変更の許可につきましては、組織市町の 12 月議会での議決を経た後、東京都へ許可申請を行い、本年 1 月 16 日付で東京都知事から許可証が交付されました。これをもちまして、令和 2 年 4 月 1 日から地方公営企業法の全部が適用されることとなり、企業団へ移行いたします。

議員の皆様には、配付してあります諸報告をもって管理者側からの報告にかえさせていただきますと存じます。ご了承願います。

以上をもちまして、本定例議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和 2 年第 1 回福生病院組合議会定例会を閉会いたします。

大変にお疲れさまでございました。

午後 4 時 5 0 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 2 年 4 月 7 日

福生病院組合議会議長 濱中 俊男

福生病院組合議会議員 浜中 順

福生病院組合議会議員 佐藤 弘治